

令和7年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第3号)

令和7年12月5日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	近澤美佳子君	2番	寺村典久君
3番	古川理沙君	4番	片野治樹君
5番	橋本武夫君	6番	浅井まゆみ君
7番	北村富男君	8番	小粥努君
9番	伊藤久恵君	10番	松岡唯史君
11番	六鹿正規君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	里雄淳意君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	安立文浩君	産業経済部長	近藤康成君

産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久爾君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	加賀誠君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君	市民生活部 市民生活課長兼 市民生活課長	大橋真由美君
市民生活部 生活・環境課長	高木英雄君	市民生活部 生活・環境課長 まちづくり協働センター長	中島章嘉君
健康福祉部 健康課長	原田憲君	健康福祉部 こども未来館長兼 市民生活部 こども図書館長	山本桂子君
産業経済部 農林振興課長	安立倫人君	選挙管理委員会 委員長	太田正登君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（里雄淳意君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（里雄淳意君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員を指名します。

◎一般質問

○議長（里雄淳意君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 古川理沙君

○議長（里雄淳意君） 初めに、3番 古川理沙議員の質問を許可します。

古川理沙議員。

〔3番 古川理沙君 質問席へ〕

○3番（古川理沙君） おはようございます。

今日はいつもと少し議場の様子が違いますので緊張しますが、頑張りたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問は2点です。

要旨1. 海津明誠高校の魅力化と若者の定着に向けた総合支援策について。質問相手は市長・教育長です。

要旨2. 学校教育を通じた「こどもへの未来投資（公費負担拡大）」について。質問相手は、こちらも市長・教育長でございます。

それでは1つ目から始めます。

海津明誠高校の魅力化と若者の定着に向けた総合支援策について。

2022年度の学習指導要領の全面実施により、高校では総合的な探究の時間（探究学習）が始まり、海津明誠高校においても積極的に取り組んでいます。市内の皆さんの記憶に新しいところでは、市制施行20周年記念式典や産業感謝祭においても大活躍し、花を添えてくれました。

また、ヨットの廃セイルを活用したアップサイクルバッグの製作や南濃ミカンスイーツの開発、さらに地域課題解決について、観光甲子園で提案した「超帰省」での準グランプリの獲得や、子ども服を難民に届ける活動「届けよう、服のチカラプロジェクト」で最優秀賞を受賞するなど、全国でも輝く活動を展開しています。

本市議会においても、昨年、文教民生委員会から高校の魅力化に関わる政策提言を行い、市において包括連携協定を締結し、海津明誠高校の魅力化に向けて本格始動したところであります。

その一方で、入学志願者が減少傾向にあり、絶えず海津明誠高校の存続は本市にとって優先して取り組むべき重要課題であるとの考えからお尋ねします。

1. 市独自の支援について。

小学校が地域コミュニティの維持や多世代交流の場として地域の核とされている一方、高校は地域課題の解決策を実践的に学んでいることから、地域社会を担う人材を育成する場として捉えることができます。さらに、学習を通じて地元を深く理解し愛着を持つことは、卒業後の地域定着に大きく寄与するものであり、地域にとってはなくてはならない海津明誠高校へのさらなる支援が必要であると考えます。

海明プロジェクトチームは、どのような活動を行っていますか。

高校の探究学習は、自ら課題を見つけ解決する能力を身につけることを目的としており、変化の激しい現代社会で活躍するための主体性や困難に対応する力を育むことにつながることから、大学入試の総合型選抜では探究学習の取組を重視する大学も多くあります。このように、社会から求められる力を身につけることができる探究学習を、より実践的で充実した学びとして確立させることは、学校の特色の一つとなり得ると考えます。

海津明誠高校が選ばれる学校となるよう、学校や生徒に対する財政支援も含め、市独自の支援策を強化してはいかがでしょうか。

岐阜県では、小中高一貫したふるさと学習が推進されています。このふるさと学習において、高校での探究学習をより一層実践的なものにするためには、高校と小・中学校だけでなく、高校と地域、さらには企業がつながり、一体となって学習を進められるようにすることが必要だと考えます。

そのためには、高校と小・中学校、地域、企業をつなぐための専任のコーディネーターが

不可欠であると思いますが、市長の見解をお聞かせください。お願いします。

2. 志願者増加に資する高校生活をエンジョイできる環境整備への支援について。

海津明誠高校については、交通の便が悪いことが志願しない理由の一つであったり、部活動の弊害等になっているといった声もあります。高校生活をエンジョイするには支障を来しているように感じます。また、学校以外に気兼ねなく過ごせる場所が少ないことも、本市にある学校を選ばないといった声もお聞きしました。

多感な高校世代の毎日は、何げない瞬間の積み重ねであり、充実した学校生活や毎日が楽しく過ごせるよう環境を整備していくことは、本市にある高校が選ばれる礎となると思います。高校生活を支える移動手段の確保や、学校以外の本市で過ごす時間を楽しめるよう、中津川市の「coagari」や美濃加茂市の「ユースセンター」のように、勉強や同世代と交流ができる気軽に集まれる場所があることも、高校生活をエンジョイできる基盤となると思います。

中学生やその保護者、実際に通学している高校生を対象に、通学手段や本市で高校生活を楽しむために望むことなど、アンケートを実施してはいかがでしょうか。

また、若者の本市での生活を楽しめるためのアイデアを公民連携窓口「公民 d e レンケイ」で募集していただき、実現に向けて協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

議場がこれだけ若い世代であふれる姿というのを初めて見ました。しかも、多くの高校生が傍聴に来てくれていますので、張り切り過ぎないように答弁をしたいなと思っております。

それでは、古川理沙議員の海津明誠高校の魅力化についての御質問にお答えをいたします。

本年4月に立ち上げた若手職員11名によるプロジェクトチーム、海明プロジェクトでは、高校関係者との意見交換を重ね、海津明誠高校の専門学科や部活動、卒業後の進路などの現状や特色を把握するとともに、同校の魅力化に向けた取組の検討を行っております。

現在、その検討に資するため、市内の全中学生とその保護者を対象としたアンケートの準備を進めており、今年度中に実施する予定であります。このアンケートを通じて、進学ニーズや海津明誠高校に期待する点などを把握し、今後の魅力化に向けた取組と入学留学希望者の確保につなげてまいります。

また、本市では、包括連携協定を締結する株式会社トーハンの協働により、本市の地域課題の一つである書店ゼロの解消に取り組んでおります。その一環として、現在、海津明誠

高校と連携して取り組んでいる域学連携による高校生書店の実現は、同校の探究学習の充実と魅力化につながる取組であると考えております。

今年度は、株式会社トーハンの協力を得て、書店業界の現状や販売する本の選び方、POPの作成などを学ぶ授業を実施したところであり、10月には羽根谷だんだん公園キャンプ場でのイベントにおいて、同校のテントブースを設置し、生徒が選んだ書籍を手作りのPOPを添えて来場者に紹介する取組を行ったところであります。

今後、この取組を拡充し、高校の探究学習として継続的に実施していく予定であり、将来的に高校生書店の実現を目指してまいります。加えて、この店舗は、書籍の販売にとどまらず、地域事業者と連携して開発したオリジナル商品を販売する海津明誠高校のアンテナショップとしたいと考えております。

さらには、高齢者向けのスマホ教室や吹奏楽部による演奏会を開催するなど、地域住民との交流の場、高校の魅力発信の場として活用するとともに、同校の生徒が高校生活を楽しめる居場所となることを期待しております。

これらの取組を通じ、高校生が主体となって考え、学び、地域に貢献する人材となっていくことを期待しております。

また、海明プロジェクトでは、高校の魅力化について調査・研究を進める中で、全国の先進事例を学ぶことの重要性や専門家が関わる必要性を強く感じたところであります。そのため、来年度より総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、全国の中学校・高校約70校で魅力化を支援した実績を持つ株式会社Prima Pinguinoからアドバイザーとして専門家を招き、質の高い伴走型支援を受けられる体制を整え、本市と海津明誠高校が一体となって、地域探究学習や域学連携をはじめとする高校の魅力化に取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、その第一歩として、専門家を講師に迎え、市の職員や同校の教員を対象とした勉強会を開催するとともに、先進事例の視察を行うことを計画しており、関連予算を盛り込んだ補正予算案を今定例会に上程したところであります。今後、専門家の支援を得ながら、海津明誠高校の魅力化に向けたビジョンを市と学校が一体となって策定するとともに、実現に向けた具体的な取組を検討してまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

大変前向きで夢のある答弁をいただいたなと思っています。

通告書で私、本格始動したと発言しましたが、P D C AでいうところのPをして、来年度から本当にまさに本格的に始まるころかなと感じております。これまで地元の企業と密に連携しながら、学校のほうでも特に専門学科の探究学習と一生懸命やっていただきました。

次年度、これから始まる産官学の連携による高校生書店の具現を通じた探究学習が、本当に海津明誠高校の大きな魅力になると感じています。

海津明誠高校の魅力化について、先ほども申し上げたように、議会でも調査・研究をずっと重ねています。ヒアリングをしている中で、今年度予算計上していただいています域学連携活動支援補助金が、うまく活用されていないのではないかなという印象を持っております。地元企業も授業のための準備ですとか、商品開発のための物品など、御尽力いただいているんですが、その補助金について学校が対象になっていると思うんですけれども、例えばどちらか1つの事業に対して企業側が申請するのであれば、企業側に補助金を申請するといったように、対象をできれば企業のほうにも拡大をするということを御検討いただきたいなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

現在は、学校からのみの申請というふうになっている制度でございます。御要望をいただきましたので、これから今後に向けて検討してまいりたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

学校と企業にいろいろ調査をしていただいて、本当に必要かどうかも確認をしていただいた上で検討いただけるといいかなと思っています。

株式会社トーハンの協働による高校生書店の実現に合わせて、これまでの専門学科の探究学習がより充実していくと、海津明誠高校といえば探究学習というブランドイメージも定着するのではないかなと思いますので、前向きな検討をお願いしたいなと思います。

答弁をお聞きする中で、高校生書店は今後、地域の交流の場ですとか、海津明誠高校の魅力の発信場所、そして高校生の皆さんの楽しめる居場所といったような、多様な側面を持つ書店を目指しておられるのかなというふうに感じました。これから専門家のアドバイスを受けながら具体化していかれるんだと思うんですが、今年発足した海明プロジェクトチームについても、今後も継続的に活動を続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

海明プロジェクトチームについては、引き続き、これから高校の魅力化というもののビジョンなども策定してまいりますので、継続していく予定でございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

それぞれの部署もあって、なおかつ海明プロジェクトチームでの活動ということですので、職員の方、大変かなと思うのですが、卒業生も多く参加していらっしゃると思いますので、ぜひ母校のために、そして地元にある高校のためにというところで頑張って活動を続けていただきたいなと思っております。

また、来年度から始まる新たな取組の高校生書店が、単なる活動ではなくて、どんな学びができるかということ意識してこそ、学校の魅力化に資する取組になるのではないかなと思っております。学校は勉強する、学ぶ場所ですので、多くの時間を学習の時間で使います。だからこそ、授業が大事で、授業が面白いからこそ海津明誠高校に入学したいという動機づけにつながるんじゃないかなと思っております。

こうした教育的な観点について教育長にお尋ねをしたいんですが、小・中学生が将来海津明誠高校に入学したいと感じる学校に変わっていくには、どのようなことが重要だと感じられますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 本取組を進めるに当たって、行政、それから海津明誠高校の先生方、そして事業所はじめ市民の方々の海津明誠高校の魅力化を進めたいという、その本気度の高さが本当に重要だなというふうに思っています。

もちろん高校のカリキュラムに組み込む探究学習ですので、学習を通して課題設定能力、情報収集の能力、コミュニケーション力、そういった社会で求められる力を培うことが目標になってくると思うのですが、単なるイベントではなくて、高校の学びにする、そういったカリキュラム開発というのは時間もかかりますし、労力もかかるんですけれども、やはり高校生の学びに関わる大人が本気にならないと生徒を活躍させることはできないですし、取組の成果を、「君らすごいね」と本気で心から大人が褒めてあげないと、認めてあげないと、高校生の自己充実感ですとか自己有用感にはつながっていかないかなと、そんなふうに思っています。

その上で、ここまでの海津明誠高校の生徒の活躍、先ほど議員が述べられたとおりだと思いますが、教育委員会でも海津小学校の校章のデザイン制作で大変お世話になりましたし、また海津市夏まつりの運営に企画段階から関わってもらっているという、本当にその活躍は目覚ましいなというふうに思っています。

このような生徒の活躍が地域の明るい話題になりますし、地域に認められていく、そして生徒の自信あふれる姿が見られる、実績が上がる、そういったいい循環が小・中学生の憧れになって、自分も海津明誠高校で先輩のように自分を輝かせたいと心で思える、そういう動機づけになっていくんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと時間はかかるかもしれないですが、この活躍が必ず小中学生の心に届くと思っています。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

行政が本気で今取り組もうとしてくれています。包括連携協定を結んでいる企業も地元の企業もそうですけど、本気で海津明誠高校のために何かをしたいということで取組を始めているところで、もしかしたら今傍聴してくださっている高校生の皆さん、暑苦しいなと思うかもしれないですけど、本当に大人が暑苦しいぐらいに本気になることが大事かなと思っています。

地域の中で海津明誠高校の皆さんが活躍してくださる場がどんどん増えてきて、小・中学生の子がその姿を見る機会も増えてきています。また、令和8年度高校入試から海津明誠高校、新たに地域で主体的に社会貢献を果たす意思のある子を対象とした独自選抜の枠を設けられました。そういったところに、継続的に本市に関わりたいとか、本市のために頑張っていきたいという子を小中の教育から高校につなげていくことで、必ず将来、本市のためにという子が多く育ってくれると思いますので、ぜひ小・中学校の教育でも高校へつなげるということも意識した上で、教育長の熱意は十分感じましたが、教育委員会にも教育的知見をもって高校の魅力化に積極的に関わっていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

最後に、市長、先ほど答弁いただいたときもあふれんばかりに思いが出ていたんですけど、改めて今日、海津明誠高校の生徒の皆さん、来てくださっています。海津明誠高校の魅力にかける思いですとか、期待していることですとか、頑張っってやっていくということをぜひ直接約束していただきたいなと思います。貴重な時間ですけど、お時間を差し上げますので、ぜひ発言していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） あまり長くならないように答弁をしたいなと思います。

日本人選手の活躍を、世界での活躍を見ると、やはり日本人ってうれしくなるんですね。地元の若い高校生が活躍する姿を見ると、海津市民がうれしくなる。自分たちももっと取り組まなきゃいけないという、そういうエネルギーになる。若い世代には特別な力があると思います。高校生たちが集う海津明誠高校を、絶対になくしてはならないと私も思っているところでもあります。

そのために魅力化に取り組んでいくということではありますが、議員も先ほど話されたように、新しい取組を行うということは確実に学校の負担になります。新たな労力をかけていかなきゃいけないということでもありますので、確実に教員、そして高校生の負担になっていきます。ただ、これを無駄な労力負担ということにすることなく、生徒の未来に資するような、そんな負担、言わばです。そのためには、この魅力化の取組が生徒の今後につながっていくような、そんな学びになる、その必要があると私も当初から思っているところです。

生きた学びの場を、この域学連携の中で本市が提供することで、そんな活躍の場を、フィールド提供することで、そして一緒になって取り組むことで、このまちづくり、また思いを新たにさせていただく、そんなことも期待がされるというところでもありますので、そういった高校生の今後の活躍できるような取組をさらにさらに広めてまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

本当に海津明誠高校の生徒の皆さんにかけられる思いというのをきっと感じてくれていると思います。誇らしい思いで今日学校へ戻ってくれることを期待して、1つ目の質問を終わらせていただきます。

要旨2. 学校教育を通じた「こどもへの未来投資（公費負担拡充）」について。

義務教育9年間は、児童・生徒が地域に関心を持ち、郷土愛や愛着心を育む上で重要な役割を果たすことから、義務教育に投資していくことは子どもへの未来投資であるとの考えからお尋ねします。

1. 補助教材等の公費負担拡充について。

教材費の公費負担の拡充については、文部科学省が発出した「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）」（令和7年6月25日付）を踏まえ、子どもたちへの積極的な未来への投資と捉え、恒久的に講じる必要があります。

しかしながら、この投資により、校舎の適切な維持管理や手厚い指導体制といった教育の基盤を損なうことのないよう、持続可能な予算確保についても併せて検討する必要があります。

す。

文科省から通知された教材（算数セット、彫刻刀、裁縫セットなど）の学校備品化だけでなく、ドリルなどの補助教材についても公費負担へ移行し、より一層の子どもたちへの未来投資を実現できないでしょうか。仮に実現していくとして、これらに必要な財源を市独自の予算措置や国の交付金の活用も含め、どのように確保していくかお考えをお示してください。

2. 教育の質の向上につながる教員の事務負担軽減（公会計化）について。

「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」（令和7年4月30日付）において、学校徴収金の管理業務は、基本的に学校以外が担うべき業務と分類され、地方公共団体が担っていくべきとされました。学校徴収金に係る時間が削減されることは、子どもと向き合う時間の確保や教材研究の時間を確保することにつながることから、公会計化を進め、教員の働き方改革と教育の質の向上を図っていただきたいと思います。

学習費や給食費、修学旅行会計など学校徴収金の徴収管理業務は教員の大きな負担となっており、可能な限り公会計化や業者への直接支払いなど、教員の事務負担を軽減させるための体制整備については、どのようにお考えでしょうか。

3. 学校給食の未来像を見据えた付加価値の向上について。

子どもたちにとって給食は、心の栄養と学びの場であり、学校生活を彩る重要な要素ですが、本市の給食のメニューや提供の仕方は大変質も高く、本市の自慢の一つであると言えます。給食無償化について、国が自治体を予算補助する形で議論が進んでいますが、1か月当たりの基準額が4,700円との報道もあり、質の低下を危惧しております。給食の質の維持向上や子どもたちが楽しいと感じる付加価値の創出について議論し、今後の給食の在り方や行政の予算確保について協議する必要があると考えます。

本市においては、エネルギー・物価高騰にあっても、給食費を値上げすることなく公費負担を継続していただいていることは、保護者の経済的負担の軽減であり、高く評価できるものです。その一方で、デザート増加やオーガニック食材、セレクト給食などの付加価値の向上を期待している声も多く聞かれます。

そこで、今後の国の動向も鑑みながら、行政の給食への投資の在り方や献立作成に生かすために、保護者や児童・生徒に給食についてアンケートを実施してはいかがでしょうか。

また、国による予算補助では、給食の質を維持することが困難になることも予想されますが、その財源の確保も踏まえ、今後の給食の方針についてお考えをお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 古川理沙議員の学校教育における公費負担の拡大等についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

2点目の教職員の事務負担の軽減及び3点目の給食に関する意見把握と今後の方針につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

1点目の補助教材等の公費負担につきましては、議員仰せのとおり、本市の未来を担う子どもたちのために学習環境を整備することは、重要であると認識しております。

そのため、今回の文部科学省の通知を踏まえ、現在、保護者負担となっている教材のうち、算数セット、彫刻刀、裁縫道具について、来年度より公費で調達することとし、学校備品とする予定であります。

また、保護者負担により購入しているドリルや問題集、資料集などの補助教材につきましても、子育て世代の負担軽減のため公費負担とし、無償化できるよう、令和8年度の予算編成過程において検討してまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 古川理沙議員の学校教育における公費負担の拡大等についての御質問にお答えします。

2点目の教職員の事務負担の軽減につきましては、学校の事務職員や学級担任の徴収金業務に係る負担の軽減を図ることは必要であると考えています。今後、事務職員等の負担軽減を図るため、学校を介さない支払い方法の導入や徴収事務を補助する職員の配置などを検討してまいります。

3点目の給食に関する意見把握と今後の方針につきましては、まず1点目の給食に対する意見の把握について。

学校給食の献立は、栄養教諭が栄養バランスの取れた献立案を作成し、校長会の代表、小・中学校や認定こども園の給食主任等の関係者などで構成する献立作成委員会において意見をいただいた上で決定しております。

議員仰せのとおり、児童・生徒や保護者の皆様から広く給食に対する御意見や今後期待することを把握することは、学校給食の質及び魅力の向上につながると考えております。これまでも献立作成の参考とするため、学校からの意見や食に関する授業での児童・生徒からの意見、また試食会などの中で保護者からの意見などニーズの把握に取り組んでおります。そのため、改めてアンケートを実施することは考えておりません。

なお、今後の新たな取組として、来年度より毎日の給食の写真を撮影し、市のホームページとSNSに掲載をしております。給食の食材となった地元農産物や季節ごとの食に関するトピックなどと併せて紹介することで、本市の給食のよさや特徴を広く発信してまいります。

す。

2つ目の今後の給食の方針について。

現在、国において検討されている給食費の無償化を実施するに当たっては、給食の質の維持を最優先に取り組む方針であり、国の予算補助で足りない場合は、市の公費負担で対応をしております。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

こちらも前向きな答弁をいただいたと思っておりますが、ちょっと答弁の順番が前後しますが、でも、まず初めに、ドリルなどの補助教材の公費負担についての再質問をさせていただきます。

令和4年第3回の定例会でも、再質問の中で、この件について御提案申し上げました。その際、市長からは、まず判断材料を集め、財政状況を踏まえて今後判断していくというような答弁をいただいたと記憶をしております。

近隣市町では、小・中学校における補助教材等の公費負担を実現している自治体はまだありません。県内においても山県市のみであると認識をしております。補助教材の公費負担は保護者の経済的な負担軽減でもありますが、補助教材を使わない児童・生徒は、学校に通っている子、またいろいろな事情があってもなかなか通えない子も、全員が補助教材については必ず使います。未来を担う全ての海津市の子どもたちに、必ず行き渡る直接的な投資であると私は考えております。

先ほど、近藤総務企画部長の答弁の中では、補助教材についても無償化できるよう、令和8年度予算編成をする過程で検討するというような答弁だったと思います。再度市長にお尋ねをしたいんですが、西濃管内でいち早く補助教材の公費負担の実現、今表明していただくとなるかなと思うんです。まだまだこれから予算編成に入るところで、もちろん3月の予算確定まではそういう方向だと、そういう方針だということしかお言葉をいただけないかなと思うんですが、ぜひ市長の口から、来年度、補助教材の公費負担をして無償化を実現するというように一言いただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 今、答弁したとおりなんです。

当然、部長の答弁が私の答弁と違うなんていうことはあり得ないわけでありますので、部長の答弁というのは私の答弁と同じであります。それを、この再質問で覆すなんていうことは当然ながらありません。

ただ、議員の再質問の趣旨というものは、それに向けて取り組む私の意気込みだというふうに感じておりますので、それについてお話をさせていただきますが、子どもたちの学びに資するものについては、できる限り市としても支援をして、保護者の負担を図っていききたいという思いでおります。

そんな中で、当然ながらもうやりたい、その気持ちは大きいわけですが、来年度の予算編成に当たっては、まだまだ考慮しなければいけないことがたくさんあるという中でありますので、この場での明言は避けたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

学校備品化のほうについては、やっていくよということで答弁いただきましたので、一緒に併せてやっていただけるといいかなということで市長にお尋ねをしました。

日々使う教材ですので、子どもたち、学校の先生も、これは税金で買っていただいたということを本市の先生方、必ず伝えます。国で買っていただいている教科書についても、本市の先生方、これは国で買っていただいているんだよということを必ず伝えて授業で使っていますので、そういった意味でも、毎日使う教材を地域から支えてもらっていることを身近で実感できるものだと思いますので、ぜひいろいろ考慮しながら、3月定例会、そういった予算計上が見られることを期待したいなと思っています。

仮に、この補助教材が公費負担になった場合、全てが無償化というふうになってしまうと、まだ一部残るものもあると思うんですけども、その辺り、今確認をしても意味がないことになるかもしれませんが、補助教材が無償となった場合でも、保護者の方が負担をする経費というものはまだ残ってくると思うんですけども、その辺り少し御紹介いただけるとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

今のところ、修学旅行ですとか宿泊を伴う研修費用、また学校でけがをした場合の保険代などを調整しておりますが、先ほど部長も答弁しましたように、来年度の予算編成においても詳細については今後精査していきたいと思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

仮にそうやってきた場合、丁寧な説明をお願いしたいなと思います。

学校備品化する教材についてですが、こちらは算数セット、彫刻刀、裁縫道具を整備していくということで御答弁いただきました。本当にありがとうございます。こちら6月に国のほうから通知があつてから備品化するよというような報道を私は知らないだけかもしれませんが、県内においてもないですので、本市は、いち早く取り組んでくださるのかなと思って、大変ありがたいと思っております。

このほかにも、鍵盤ハーモニカ、習字道具、リコーダーなども備品として保護者に買っていただいているんですが、こちらについては共同使用が難しいということで、これまでどおり保護者購入という認識でよろしいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、鍵盤ハーモニカ、習字道具、リコーダーなどの教材につきましては、使用方法や衛生面を考慮いたしまして、引き続き御家庭で御用意いただく予定としております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中で、業者への直接支払いなどの紹介もしていくということで、学校がなるべく取り扱わないでいようにするということと、保護者の方が、これについては学校備品化で、これについては保護者が購入するということは混在しないように丁寧に説明のほうをお願いしたいなと思います。

学校給食についてですが、新しい試みとして、今後、給食の写真を市のホームページやSNSにも掲載していただけるということで、ホームページになかなかとり着けないことがあるので、SNSのほうも検討していただけたということで本当に大賛成です。保護者だけでなく、若い世代に本市の給食のすばらしさがしっかり伝わってほしいなと思いますので、大変かもしれませんが、積極的にPRしていただきたいなと思います。

今日、給食の献立を持ってきました。毎月、私、確認をしているんですが、特に11月、「生涯繁盛」ということで「かいづっちコロッケ」というプリントしたものが出ていました。これも写真でホームページとかSNSに載っていると、大事な価値になると思うんですね。デザートが減ってきたとかいう声も本当にお聞きするんですが、私、西濃管内の給食はたく

さん食べましたけど、本市の給食はレベルが高くて、子育て世代に対するPRになると思います。

給食のメニューだけじゃなくて、ちゃんとスプーンとフォーク両方出るときもあるんです。ほかの市町だと、よく使うほうだけを出して、ほかの食材が食べにくくてもスプーンだけとかあるんですけど、本市は両方きちっと出してくれます。食事に合わせた食べる道具を出してくれる。

また、御飯に載せるものもあるんです。そういうものをきちっと考慮してくれる。これが本当に食育だと思いますので、そこをしっかりとPRしていただいて、本市の教育の手厚いところをより一層PRしていただいて、子どもたちの未来への投資をどんどんやっていただいて、保護者に対しても本当に子育てしやすい、子どもたちを大事にしてくれるまちだということを大人にも子どもにも伝えてほしいなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで古川理沙議員の質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、6番 浅井まゆみ議員の質問を許可します。

浅井まゆみ議員。

〔6番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○6番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

1点目、こども未来館ZuTToについて。

海津市こども未来館ZuTToは、昨年11月に開館し1周年を迎えました。安心して過ごせる親子の居場所をコンセプトにした子育て支援の拠点施設で、子どもの成長に必要な遊びと学びを提供し、親同士が気軽に交流できる場となっています。1階のふれあい広場には、交流スペースやカフェスペース、ワーキングスペースを設けて、市民交流の場にもなっています。

また、こども図書館には約2万冊の本があり、子どもたちが気軽に本に親しめる場となっています。

2階にあるキッズ広場（有料エリア）は、ボーネルンド社がプロデュースする遊具があり、遊び場は4エリアに分けられ、子どもの発達段階に合わせて遊びを体験することができます。キッズ広場には、子どもたちを見守るプレーリーダーが保育士などの資格を持つため、育児で悩んでいること、困っていることなど気軽に相談できます。

また、1階の交流スペースなどで市の保健師や栄養士による相談窓口を定期的に設け、子育て世代の悩みや不安に寄り添っていただいております。

キッズ広場はリピーターも多く、当初の年間利用者数の目標としていた4万人をはるかに上回り、早くも9月28日に入場者数が5万人を突破したことは、大変うれしい限りです。

こども未来館ZuTToは、子どもたちにとって魅力的な遊びと学びの場であり、市民の交流拠点としても市民団体の皆様の御協力の下、様々なイベントも開催されています。その利用をさらに促進するための施策について、これまでの利用状況と課題について伺います。

1点目、土・日、祝日や長期休業期間は予約が必要なキッズ広場（有料エリア）について、これまでの予約状況や利用率の推移はどうなっていますか。市内と市外からの利用者率はどうなっていますか。

2点目、混雑時の入場制限やクール制の運用によって、利用者からの混乱や不満の声はないか。また、その対応策をどのようにされていますか。

3点目、利用料金に関して、多子世帯への割引など利用料金の見直しをするお考えはありますか。

4点目、1階ふれあい広場（無料エリア）のそれぞれの利用状況はいかがでしょう。今後、地域住民のコミュニティスペースとして、さらに活性化させるための取組はありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 浅井まゆみ議員のこども未来館ZuTToについての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目のキッズ広場の利用状況につきまして、キッズ広場は、土・日、祝日や学校の長期休業期間に限り、混雑を避けるため利用人数や利用時間を制限するクール制を採用しております。1日を3クールに分け、1クールの利用人数を120人以内、利用時間は2時間としており、1日の利用人数は最大で360人となります。

なお、オープン当初は土・日、祝日等の予約を取りづらい状況が続いたものの、現在そのような状況は解消をしております。

キッズ広場の1日当たりの平均利用者数につきましては、平日は90人程度、土・日、祝日等は250人程度であります。市内の利用者の割合につきましては、平日は25%、土・日、祝日等は12%であり、市内利用者が少ない状況であります。

このため、市内の全ての小学校や認定こども園の児童・園児に、今年11月1日から12月28日まで、キッズ広場を無料で利用できる市内こども無料券を配付いたしました。今後は、利用者アンケートを実施するなど、市民の声を聞きながら、利用促進につながる取組を進めてまいります。

2点目の混雑時の入場制限とクール制につきまして、土・日、祝日等のクール制について、利用者から不満の声はこれまで寄せられておりません。

また、平日においても安全な運営に支障を来すおそれがあると判断した場合には、入場制限をすることとしております。平日の入場制限については、昨年11月22日の愛知県民の日に一度だけ実施しており、その際にも苦情は寄せられておりません。

3点目のキッズ広場の利用料金につきまして、市内利用者は3歳未満が無料、3歳以上は300円、市外利用者は3歳未満が100円、3歳以上が400円となっております。利用料金については、開館から1年が経過したところでありますので、今後、年間利用状況や収支バランス等を分析した上で、割引制度の導入を含めて検討してまいります。

4点目のふれあい広場につきまして、ふれあい広場では、市民団体などで構成するサポーターズの協力を得て、本の読み聞かせや読み遊び、ものづくり体験などの子ども向けイベントのほか、音楽演奏会やマジックショー、テレワークセミナー、孫育てセミナーなど、幅広い世代が参加できる多種多様なイベントを開催しており、11月現在で延べ229回のイベントに7,800人が参加しております。

特に、今年8月に開催したZuTTtoサマーフェスタでは、キッズ広場の無料開放、こども縁日、サイエンスショーなどを実施し、子どもから高齢者まで約700人の方に参加いただきました。その約4割が初めて来場された方であり、こども未来館を知っていただく機会になったと考えております。

今後も、幅広い世代の方が参加できるイベントを開催し、利用者の幅を広げるとともに、市報やホームページ、SNSなどを活用して積極的に情報発信を行い、利用者の拡大を図ってまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

1点目のキッズ広場の利用状況につきましてですが、市内平日25%、休日が12%ということでした。市外の利用者が約8割ということでしたが、関係人口を増やすという意味ではいいことだと思うんですが、市内の方にもっと御利用していただくために、11月から12月まで使える無料券を配付したとのことですが、現時点で何名の御利用があったのかお伺いいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山本桂子こども未来館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） お答えいたします。

11月末時点で、無料券を利用された方は48人となります。以上となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

僅か48人しか御利用されていないということですので、小学校、認定こども園を合わせると1,000人以上はお見えになるかなと思います。いろんな事情もあると思うんですが、子どもさんがかばんに入れたまま親さんに渡っていないことなども考えられると思いますので、再度周知していただけるということですので、よろしく願いいたします。

それから、キッズ広場を市民の方に安心して使っていただけるよう、遊具の安全点検や衛生管理の頻度と方法について、具体的な取組を教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山本桂子こども未来館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） お答えいたします。

キッズ広場の遊具の安全管理につきましては、株式会社ボーネルンドによる年1回の点検を行うとともに、チャレンジエリアの大型遊具を含む全部の遊具を、毎朝営業前に委託業者により確認しております。

衛生管理につきましては、毎日営業後に清掃・消毒を実施しているほか、利用者が少ない時間にスタッフの手が空いているタイミングで清掃・消毒を随時行っております。また、休日のインターバル時には、清掃と簡易点検を実施しております。

遊具の管理や衛生管理についての確認方法は、株式会社ボーネルンドから指導された方法で実施しております。ふれあい広場については、営業前、営業後に清掃を実施しております。

また、館内のトイレ、授乳室、おむつ替え室については、1日それぞれ3回の清掃を実施しております。以上となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

遊具の安全点検や衛生管理については、しっかりやっただいているということですので、これからもよろしく願いいたします。

それから、利用料金の見直しを検討されるということですが、市民の方より度々市内の子どもぐらいは無料にしたほうがいいんじゃないかという御意見をお聞きいたします。さらなる利用促進のため、現時点でどのような見直しをお考えか、お聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、開館して1年というところでございますので、ようやく利用状況データを蓄積できたところでございますので、今後の利用状況等を見ながら、利用料金の改定と併せて割引制度等についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） 了解いたしました。

これまでの利用料金のみの収入というのは、今分かれば教えていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 山本桂子こども未来館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） お答えいたします。

昨年のオープンから10月末までの利用収入につきましては、1,628万2,000円となっております。以上となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

もちろん、利用料金のみの収入だけでは維持管理や経費などを賄えるわけではないと思いますが、収支バランスを考えていただかないといけません、子どもさんだけでも無料にできるようなことも御検討のうちに入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、プレーリーダーによる育児相談に加え、保健師や栄養士による定期的な相談窓口の実施状況と利用者からの評価やニーズについて教えてください。

○議長（里雄淳意君） 山本桂子こども未来館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） お答えいたします。

保健師や栄養士による育児相談を2か月に1回、こども未来館ZuTToで開催しております。これまで計8回開催しており、21名の方から相談をお受けしております。利用者からは、気軽に相談できてよかったというお声をお聞きしており、一定の評価をいただいているものと認識しております。

また、2階のプレーリーダーによる育児相談につきましては、利用者の方の相談内容に共感し、安心して相談できるような環境をつくり、対応しております。以上となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

気軽に相談できるということは大変いいことだと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

それから、交流スペースの様々なイベント、大変多くの市民の方が御参加していただいているようではございますが、ただ、ワーキングスペースの御利用が少ないように感じます。せっかくよいスペースがあるので、テレワークなど子どもたちの勉強するスペースとしても使っただけならなというふうに思いますが、これまでの利用状況はいかがだったでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 山本桂子こども未来館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） お答えいたします。

開館からの利用状況は、延べ216人の方に御利用いただいております。ワーキングスペースの利用は、テレワークや個人・グループでの勉強で利用されております。

最近では、中学生や高校生の方が、個人やグループで1日勉強しに御利用いただいている状況となります。以上となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

1年間で216人というのは、多いのか少ないのか、判断に困りますけれども、ちょっと少ないのかなということも感じます。学校等にPRしていただきたいと思っております。

それから、カフェスペースのほうですけれども、こちらのほうも地域住民のコミュニティスペースとして、さらにまた活性化させるための取組もよろしく願いいたします。

そして、施設コンセプトにある市民交流の場として、高齢者や中・高生などの多世代が関われるイベントやプログラム、例えば中高生による子どもの遊びサポートや高齢者による昔の遊び体験の伝承など、今後の計画に入れていただければいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、市民交流の場として多世代に関わるイベントについては、現在少ないのが現状でありますし、入場される方についても子育て世代が中心で、大人世代だけで入場される方が少ない状況でございます。

中高生による子どもの遊びサポートにつきましては、まだ実施できておりませんが、高齢者による昔遊び体験については、現在サポーターズの方に4回ほど実施していただいております。

いるところでございます。

また、大人向けの講座としましては、子育て支援講座ですとか、テレワーカーセミナー、子育てのまちづくりワークショップなど開催してきたところがございます。今後も大人向け講座を拡充しまして、こども未来館ZuTToがどの年代の方でも交流できる場所となるような運営に取り組んでまいります。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今回、この質問をさせていただきましたのは、本当に市民の方にもっとこんな行事もやっているよとか、素晴らしい施設だよ、どんな方も活用していただけるんですよ、子どもだけじゃないですよということを、もっと知っていただきたいなという思いで質問させていただきました。

最後に、キッズ広場の市外の利用者が大変多いということは、本市を知ってもらうということ、また関係人口を増やすという意味から大変いいことだと思っております。ですが、そこからその方たちに本市に移住してもらえるか、そのところが大事になってくるわけですので、今後SNSの発信も含め、移住・定住対策の戦略と併せての取組をよろしくお願い申し上げます。

次、2点目の質問に行きます。

市民の命と健康を守る取組について。

最初に、乳がん検診の受診率向上に向けた取組について伺います。

乳がんは、日本人の女性が最も罹患するがんで、9人に1人がかかると言われているがんです。早期発見、早期治療で90%が治る病気ですが、アメリカやイギリスなどの先進諸国では70%以上の受診率に比べ、日本では41%と大変低い受診率となっています。

日本はアメリカと違って予防医療の考えが進んでいないということで、市区町村の検診制度の情報が不足していることが、乳がん検診の受診率を低くしている理由の一つと言われています。検診の受け方も職場だったり地域だったり様々で、誰が受けているのか一括したデータがないというのも問題の一つです。受診率の低さから早期発見が遅れ、先進国の中でも死亡率が年々増加しています。早期発見できれば、治る可能性が高い病気です。そのためにも検診は大切です。40歳を過ぎたら、2年に1度は検診を受けていただくよう周知していただきたいと思えます。

乳がん検診のマンモグラフィー検査は、個人によって圧迫により痛みを感じやすい方や、恥ずかしさを避けて乳がん検診をちゅうちょされている方もいらっしゃいます。

海津市医師会病院では、2025年2月より無痛MRI乳がん検診が県内で初めて導入されま

した。この無痛MRI乳がん検診は、ベッドにうつ伏せの状態で行います。乳房用にくりぬかれた穴の中に胸を合わせ、圧迫することなく下垂させます。しかも検査着は着たまま画像上に変化はなく、乳房を見られることなく検査を受けられます。そして、乳房の奥からわきの下まで有効感度範囲が広く、高精度で検査できます。しかもMRIの検査なので放射線被曝はゼロです。ただし、費用が2万円ほどかかります。

そこで伺います。

1. 本市の乳がん検診のこれまでの受診率及び受診率向上に向けた取組は。
2. 無痛MRI乳がん検診への助成制度を設けてはどうか。

次に、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けて、HPVワクチンの女子定期接種の現状と男性接種への助成について伺います。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患です。日本では、HPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されています。

令和4年度から令和6年度に実施されていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から新規で接種できるのは小6から高1の定期接種対象者のみとなっています。厚生労働省が公表した令和4・5・6年度の都道府県別定期接種率では、全国的に毎年度回復傾向にあるものの、地域差が生じていることも明らかとなっています。

また、年齢別に状況を分析した生まれ年度ごとの累積初回接種率では、令和6年度末時点での公費最終年度である高1及びキャッチアップの方は約50%程度、標準接種年齢である中1終了時では約25%程度と公表されています。

世界保健機構（WHO）は、2030年までに女子の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しています。実際に男女共に接種が進むオーストラリアでは、HPV感染率及びHPV関連疾患が減少しており、近いうちに子宮頸がんが撲滅できると言われております。日本においても接種率をさらに上げていくため、市町村の積極的な取組が不可欠です。

厚労省の資料によると、令和6年度の定期接種都道府県別接種率が全国で一番高かったのは宮崎県、2番目は山形県でした。宮崎県は子宮頸がん罹患率・死亡率が全国1位であり、令和4年度の定期接種率も全国平均を下回っていたことから、令和5年度から2か年計画で子宮頸がん予防ワクチン普及啓発事業に着手したそうです。

県の調査では、接種率が高い市町村ほど個別通知の対象学年が広く、接種動機としても市町村からの個別通知が最も多く掲げられました。これを受けて、県は市町村と連携し、啓発と接種勧奨を強化し、毎年接種率を向上させています。令和年度には、宮崎市が年4回、全学年に対して接種勧奨を実施するなど、積極的な接種勧奨を行っており、結果につながって

おります。

また、全国第2位だった山形県山形市でも、令和4年度以降定期接種対象全学年に対して幅広く、毎年個別通知を送付しているそうです。

HPVワクチンは、過去の副反応報道などの誤った情報の影響により、市民の不安や誤解が根強く残っています。厚労省が実施した調査でも、副反応への不安と子宮頸がん予防の必要性の間で接種を決めかねている保護者が多いということも報告されておりました。そのため、最新の正しい情報を理解し、納得した上で接種の可否を判断するためには、繰り返しの情報提供が不可欠です。

現在、国が定める標準接種年齢終了時点（中1年度末）での初回接種率は僅か25%と非常に低く、現状の取組だけでは、ほかのA類予防接種並みの接種率に近づけるのは困難です。個別通知は接種のきっかけとして最も効果的であることは、これまでの国の調査でも何度も示されており、集中して取り組む価値があると思っております。

そこで、これまでの本市の取組内容と、今後のさらなる施策について伺います。

1. 女子定期接種の接種件数、接種率の推移はどうなっていますか。令和6年度及び令和7年度の対象者への啓発はどのように行いましたか。

2. 令和8年度以降さらに接種率を上げていくための取組として、何を実施する予定ですか。

3. 宮崎市や山形市のように、定期接種対象の全学年に対して、令和8年度以降、毎年接種勧奨通知を行ってはどうでしょうか。

次に、男性への接種について伺います。

今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができます。また、HPVワクチンを男女双方に接種することで、世界全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたといった報告があります。子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。

実際に、HPVワクチンは80以上の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっております。現在は男性への接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると約10万円と接種費用が大変高額です。経済的負担を理由に、接種を諦めている市民も多くいらっしゃると思います。

こうした状況を受け、国の定期接種化を待たず、自治体独自で接種費用の助成を開始する動きが全国的にも広がっており、現在60以上もの自治体において任意助成が実施されていま

す。

そこで伺います。

本市においても、HPVワクチンを男性に任意助成してはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 浅井まゆみ議員の市民の健康を守る取組についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の乳がん検診の受診率と助成制度につきまして、まず本市の乳がん検診の受診率は、令和5年度で10.1%、令和6年度で10.6%となっており、西濃地域の市町と比べ低い状況にあります。

本市では、これまで受診率の向上を目指し、個別の案内、市報かいづ、ホームページによる周知に加え、休日検診日の設定、女性技師による検査対応、予約不要でも受診可能な体制づくりなど、様々な取組を行ってまいりましたが、受診率の上昇にはつながっていない状況です。

このため、今後は従来の勧奨方法に加え、くらしの保健室「ふらっと♪」において、年齢や生活習慣等に応じた個別の受診勧奨を行うとともに、マンモグラフィー検査の痛みへの不安解消のため、生理周期によって検査による痛みが軽減される時期を具体的に周知することで、受診しやすい環境づくりを進めてまいります。

なお、無痛MRI乳がん検査につきましては、科学的根拠が不足しており、死亡率の減少などの効果が証明されていないことから、現時点では費用助成を考えておりません。今後、国や学会の動向を注視しつつ、助成制度について調査・研究してまいります。

2点目の女性へのHPVワクチンの定期接種につきまして、本市の女性におけるHPVワクチンの接種者数と接種率については、令和4年度は延べ117人で10.1%、令和5年度は延べ102人で12.3%、令和6年度は延べ194人で21.5%であり、年々増加しております。

対象者への通知につきまして、令和6年度には、対象年齢に到達した中学1年時と期間終了1年前の高校1年相当時、個別勧奨の通知を送付するとともに、中学2年時におけるがん教育の授業の際に、HPVワクチンと子宮頸がんの予防について周知を図っております。令和7年度には、個別勧奨を1年早め、小学6年時に勧奨通知を送付し、早期に接種対象者本人への接種勧奨を行っております。

今後につきましては、宮崎市や山形市の取組が成果を上げていることから、本市においても毎年個別勧奨を実施してまいります。加えて、くらしの保健室「ふらっと♪」において、

HPVワクチンと子宮頸がん予防の大切さを周知するなど、接種率の向上に向けた取組を行ってまいります。

3点目の男性へのHPVワクチンの接種につきまして、HPVワクチンは男性が接種することで本人のがんリスクを低減するとともに、女性へのHPV感染の拡大防止にもつながるものです。そのため、男女を問わず若年層の接種は、将来的な医療費の抑制や健康寿命の延伸に資することから、男性のHPVワクチンの接種に対する費用助成について、先進自治体を参考に検討してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

まず乳がん検診についてですが、これまで休日検診や女性技師による検査対応、予約なしで受診できることなど、様々な取組を行っていただいていたのですが、受診率は依然10%台と、西濃地域でも低い状況であるということでありました。まだまだPR不足ではないかと感じております。

今後は、くらしの保健室「ふらっと♪」でのPR等をしていくということですが、そもそもくらしの保健室「ふらっと♪」がまだまだ市民の皆様に周知されていないのではないかと感じております。

そこで、くらしの保健室「ふらっと♪」が、いつどこで行われているのか、改めて教えていただきたいのとこれまでの利用状況をお伺いいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

原田憲健康課長。

○健康福祉部健康課長（原田 憲君） お答えいたします。

「ふらっと♪」についてでございますが、毎月市内4か所の会場に出向きまして取り組んでおります。開催場所につきましては、メインスポットといたしまして海津総合福祉会館ひまわり、海津地区が海津温泉宙舟の湯、平田地区がヨシヅヤ海津平田店、南濃地区が海津市エコドーム周辺施設でございます。

これまでの利用状況でございますが、本年5月から11月末までの合計28回開催させていただきまして、参加者は延べ人数で794人、1会場での平均が約28人となっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

本当に保健師の皆様の御努力に感謝申し上げます。これからも検診率向上のためによりしくお願いいたします。

それから、2点目の無痛MRI乳がん検診の費用助成についてですが、調査・研究をしていくということですが、2月からこれまでの実績を教えてください。

○議長（里雄淳意君） 原田憲健康課長。

○健康福祉部健康課長（原田 憲君） お答えさせていただきます。

本年2月から11月末までで25件となっており、うち市民の御利用は1件でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） 市内の方は1件だけということですが、市外から25件ということ、多くの方が検診にいらしているということは、関心が本当に高いんだなということを感じます。

やはり乳がん検診は痛みが伴うとか、恥ずかしいということが原因で検診に行かれない方もいらっしゃると思いますので、もっと市内の方に無痛MRIのことを知ってもらうために、検診率向上に向けた取組をお願いしたいと思います。この無痛MRI乳がん検診は、現在、全国で90か所の医療機関で実施されています。広範囲で検査ができて精度も高いということですので、費用助成については今後医師会と協議していただき、前向きに検討のほどよろしくをお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチンについて伺います。

毎年の個別勧奨を実施されるということで、大変にありがとうございます。また、男性へのHPVワクチンへの費用助成についてですが、検討をしていかれるとのことで、またよろしくをお願いいたします。

費用助成することとなった場合、対象となる年齢はどのように考えていらっしゃるのか、また対象となる人数は何人ぐらいと想定されているのか、お伺いいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

原田憲健康課長。

○健康福祉部健康課長（原田 憲君） お答えさせていただきます。

助成対象となる年齢につきましては、女性と同様の小学6年時から高校1年相当時で、対象となる人数は約600人を想定してございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それから、答弁にもありましたが、男性が接種する場合、1回が3万円程度ということで、それを3回接種することとなりますが、費用助成をすることとなった場合、自己負担についてはどのようなお考えか、可能な範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

先ほど答弁で申しましたとおり、先進自治体の助成制度を参考に今後検討してまいります。その際にはジェンダーの公平性の観点にも配慮しつつ、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ぜひ前向きに御検討のほど、よろしくお願いいたします。

市民の命を守る本市の積極的な取組に感謝申し上げます。いろんな情報があり、接種を迷っている方も多いかと思えます。通知の内容についても、市民の不安や質問の多い項目などを反映して、より分かりやすいものとしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで浅井まゆみ議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

（午前10時50分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

◇ 小 粥 努 君

○議長（里雄淳意君） 8番 小粥努議員の質問を許可します。

小粥努議員。

〔8番 小粥努君 質問席へ〕

○8番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

要旨1. 鳥獣被害対策について。要旨2. まちづくり協働センターについて。質問相手はいずれも市長です。よろしくお願いいたします。

①鳥獣被害対策について。

近年、有害鳥獣による困り事や被害について、よく耳にするようになりました。主な内容としては、農作物の被害をはじめ、家屋への侵入やふん尿被害、車両との衝突事故など、市民の生活や暮らしに大きく影響を及ぼすようになっていきます。

最近では、鹿などの有害鳥獣の生息域が広がり、平野部でもよく見かけるようになりました。私が地域の方からお聞きしている話では、揖斐川などの河川敷で鹿が増えており、畑の野菜が食べられているそうです。また、以前から山沿いの道路で鹿との衝突事故が発生していましたが、最近では堤防道路での事故も増えており、つい先日も長良川の堤防で事故がありました。

一方で、田畑ではヌートリアやアライグマ、ハクビシン、タヌキなど様々な動物が増えております。住宅の屋根裏にすみ着かれて天井が腐ってしまい、天井の張替えをしたお宅もありました。屋根裏の動物駆除を業者に依頼すると、30万円ほどの費用がかかります。

また、昨年には川の橋桁にヌートリアがすみ着き、橋桁ののり面が崩れそうになったため、建設都市計画課から県に依頼して補修工事を行っていただきました。

以上のように、有害鳥獣が市民の暮らしに大きな影響を及ぼしていると感じております。今後ますます個体数の増加や、生息域の拡大が進んでいくことを危惧しております。

そこでお尋ねします。

1. 農林水産省では、鳥獣被害対策として個体群の管理、侵入防止策、生息環境管理の3本を柱として推奨しており、本市においても、海津市鳥獣被害防止計画が策定され、計画に基づき鳥獣対策が行われていると思いますが、現状における対策や捕獲状況などについて教えてください。

2. 全国的に猟友会などの捕獲者が高齢化し、人材の確保・育成が課題となっております。本市の猟友会も熱心に取り組んでいただいております。市との連携も取れていますが、猟友会の現状や今後の継続的な活動を行うための人材確保に関するお考えや取組についてお聞かせください。

3. 農林水産省では、スマート鳥獣害対策の普及が推進されており、ICT等の新技術を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析などによる効率化や省力化を図る取組の普及が進められています。本市でも、今後はICT等の新技術を活用したスマート鳥獣被害対策を進めていただき、市民の生活や暮らしの安全を守っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 小粥努議員の鳥獣被害対策についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の鳥獣対策と捕獲状況につきまして、本市では、鳥獣による農産物等への被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲方針などを定めた鳥獣被害防止計画を策定しております。

この計画に基づき、農産物への被害が大きいイノシシや鹿、猿については、海津市猟友会と連携し、地域の実情に応じた捕獲や防護対策を進めております。また、ヌートリアやアライグマといった特定外来生物につきましては、捕獲おりの貸し出しを行い、地域の皆様の協力を得て被害抑制を図っております。

さらに、耕作者が設置する電気おりや防護ネットなどの資材購入費に対する支援を行い、農作物の被害軽減に取り組んでおります。

捕獲状況につきましては、直近の令和6年度の実績で計239頭の捕獲となっており、その主な内容は、鹿が121頭、猿が31頭、イノシシが14頭となっております。今後も猟友会と連携しながら、効果的な捕獲と被害軽減に取り組んでまいります。

2点目の猟友会の現状と人材の確保・育成につきましては、猟友会の活動は、農作物被害の防止や地域環境の保全において極めて重要であり、地域の安全・安心、さらには農業の持続的経営に不可欠な存在であると考えております。

現在、本市の猟友会は32名の会員で構成され、平均年齢は65歳であり、現時点で活動の継続が困難な状況にないものの、将来的には人員不足が懸念されているところです。このため、新たな担い手を確保するため、効果的な支援策について、他自治体の先進事例を調査・研究してまいります。

3点目のICTを活用したスマート鳥獣被害対策につきまして、ICTを活用した対策には、捕獲おりの遠隔監視や自動回避機能、センサーカメラによる監視、さらにドローンを用いた広域調査など、多様な技術が用いられております。これらの技術は、動物の出没状況やわなの作動状況をリアルタイムに把握できるなど、捕獲作業の効率化や猟友会員の負担軽減につながるものと考えております。

本市におきましては、猟友会の皆様の意見を聞くとともに、他自治体の先進事例を参考にICT技術の導入について検討してまいります。

以上、小粥努議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

本市においても有害鳥獣への対策は難しい問題であると思いますが、様々な対策を行っていただいていることは承知しております。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

しかしながら、全国的にも温暖化による冬を越せる個体が増えたことや、耕作放棄地や空き家など生息できる環境が増えていることなど、様々な要因により増加傾向にあります。

また、住宅近辺での生息域も広がっており、日常で鳥獣を目にすることも珍しくなくなっております。その中で、農業被害のみならず、住宅への侵入でかまれたりすることがあれば、感染症などのリスクも懸念されます。

最近、海津警察署によると、揖斐川の堤防で鹿や動物などによる接触事故が3件、市内でも7件ほどの認知数があるということです。また、これは届出だけで、認知されないものはそれ以上に多くあるというように考えているというようなことでした。そのため、地域や猟友会などとも連携をより深め、今後もさらに鳥獣被害対策について進めていただきたいと思っております。

そこで、1点目の質問についてですが、令和6年度における農作物の被害額について教えてください。

また、毎年、農事改良組合長を通じて農作物の被害調査が実施されていると伺っておりますが、その被害調査がどのように活用されているのかを知りたいとお声も伺っております。あわせて、市への相談や把握されている状況についてもお聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立倫人農林振興課長。

○産業経済部農林振興課長（安立倫人君） 令和6年度の農作物の被害額などについての質問にお答えします。

令和6年度の農作物の被害額につきましては、約614万6,000円でございます。

農作物の被害調査の活用につきましては、農作物被害の実態や鳥獣の出没状況について、猟友会と情報を共有し、各地域の被害防止対策や捕獲活動に使用しております。

また、市への鳥獣被害の相談や把握につきましては、特に畑の農作物に関して、鹿や猿などの鳥獣による被害が継続的に発生していることがございます。また、民家に猿が出没するなど、鳥獣による被害対策についての相談がございます。本市では、地域の皆様や猟友会と連携しながら、鳥獣被害の対策に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

農作物の被害額だけでも大きい額だと思いますが、そのほかにも家庭菜園での被害や住宅での被害なども考えられます。大切に育てた野菜が食べられてしまうことにより、農家の生産意欲が低下し、農業をやめる要因の一つになる場合も考えられるため、引き続き関係団体と連携し、鳥獣対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、捕獲おりについて、以前は借りたくてもすぐに借りることができないとの意見もあり、個数を増やしていただき、おりの貸出しに対応いただいておりますが、貸出状況と捕獲された個体の処分の仕方などについて教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立倫人農林振興課長。

○産業経済部農林振興課長（安立倫人君） 捕獲おりの貸出し及び処分についての質問にお答えします。

令和6年度における捕獲おりの貸出しにつきましては、139件の貸出しがございました。

また、捕獲された個体の処分方法につきましては、海津市鳥獣被害防止計画に基づきまして適切な処分を行っております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） ありがとうございます。

以前、市民の方からお聞きし、おりをお借りするのは、難しかったんですが、最近ではそういう話も聞かなくなって、増やしていただいたことで皆さんうまく活用いただけているのではないかと感じております。

今後も地域の声もお聞きいただき、生息域が広がらないよう、地域との協力なども得て、取組を進めていただきますようお願いいたします。

では、3点目、今後の取組についてですが、答弁にありました電気柵や防護ネットなども、耕作者の高齢化や減少などにより、地区によっては維持管理が大変になっているとお聞きしております。

そこで、今後ICT技術の導入を進めるに当たり、効果などについては御説明いただきましたが、具体的に地域においてどのようなことが必要であるとお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立倫人農林振興課長。

○産業経済部農林振興課長（安立倫人君） ICTの技術の導入についての質問にお答えします。

ICT技術の導入により効果的な鳥獣被害防止を実現するためには、地域の皆様、猟友会、

市の3者が連携しまして、地域全体で取り組める管理体制を構築することが必要であると認識をしております。

先ほど答弁しましたとおり、ICT技術には様々な技術が用いられております。本市としては、まずは捕獲を目的としたICT機器の導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） ありがとうございます。

御説明にもありましたが、猟友会にしても、今は割と人数も見えるということですが、今後継続していくためにも、また負担を減らすためにも、ぜひともICT技術の導入を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最初にも少し申しましたが、気候変動による温暖化の問題、空き家や雑草地などが増加し生息域が拡大していることや、森林の管理など複数の要因が相互に作用しながら進んでいると考えられております。そのため、ICTを活用した鳥獣対策に取り組む自治体も増えております。

本市においても、今後、個体数の管理や生息域の拡大防止など、有害鳥獣の対策にさらに取り組んでいただき、市民が安心して暮らし、生活できるまちづくりを目指すため、総合的な取組として進めていただくことをお願いします。

続きまして、2点目、まちづくり協働センターについて。

本年4月、南濃町駒野地内にある南濃総合福祉会館ゆりの森施設内に、まちづくり協働センター、愛称「まちセン」が開設されました。この「まちセン」は、市民活動支援センターとしての目的により、市長が常々おっしゃられている市民協働や共創によるまちづくりの拠点となる施設と認識しており、市民と行政や民間企業、団体などが共に地域の課題、問題の解決や地域のにぎわいづくりを加速させていくためのものだと考えております。

また、「まちセン」の開設により、令和元年9月に制定された海津市自治基本条例（理念条例）の基となる拠点がようやくできました。まさに市長がおっしゃられている共創元年と位置づけられる年だと感じております。

開設して約7か月ではありますが、登録団体や利用者の方々からは、施設がきれいで会議や打合せも無料で使用できて助かる、無料でコピーやチラシが作れてありがたいといった好評の声をお聞きしております。印刷については、大きさや枚数により有料となる場合もありますが、多くの方が御利用されています。

また、「まちセン」のスタッフも熱心に取り組んでおられ、様々なセミナーの開催のほか、

登録団体の各種情報を、インスタグラムを中心とした多様な媒体を活用し提供されています。その結果、相談件数なども増えております。

一方で、まだ「まちセン」の存在すら知らない方も多いのも事実です。地域での活動を支える方などに登録を勧めましたが、登録の要件が難しく諦めた方も見えます。

また、現行の要件では活動団体などを立ち上げて、すぐには登録ができません。そのため、既存の団体への支援とともに、新しい団体の設立を支援していく仕組みづくりや取組を行うとよいのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

1. まちづくり協働センターでの現在の登録団体数、会議等での施設利用状況、セミナーの開催回数についてお聞かせください。

2. 登録団体の方からは、センターを活用してイベントをできるようにしてほしいとの意見がありますが、いかがでしょうか。

3. 現行の団体登録要件は、1年以上組織的に活動を行っていることや、団体の規約、会計報告などが必要となっています。手助けしていただけるものの、無償のボランティア団体にはハードルが高く、「まちセン」は魅力だけでも登録が難しいという意見もありますが、団体登録の要件のハードルを下げ、入り口を広くされるとよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4. 協働によるまちづくりを推進していくためには、さらに市民活動団体を増やしていく必要があると考えます。新しい団体を設立し、活動を始めるためには、メンバーのユニホームをそろえたり、道具を用意する必要があり、無償のボランティアを行うために参加者からの出資を伴うケースも多く、その結果、参加者が集まらない場合もあります。

そのため、市民の方がまずは気軽に参画でき、活動団体が多く生まれる仕組みづくりや、新たに団体を設立するために必要な準備資金を少しでも自己負担が少なくて済むよう支援制度を設けてはいかがでしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） 小粥努議員のまちづくり協働センターについての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

まちづくり協働センターは、市民や地域コミュニティ、民間事業者などが行う公益的な活動を総合的に支援し、新たなまちの魅力や地域課題の解決策を協働によって創出する「協働・共創」の推進拠点として、本年4月にオープンいたしました。

このまちづくり協働センターは、まちづくり活動に関する情報の収集と発信、人材育成と学習機会の提供、マッチングと連携・交流、作業スペースの提供、相談支援の5つの機能を担うとともに、まちづくりに関するセミナーの開催などを通じて、市民のまちづくりへの関心を高める取組を行っております。

まず、これまでのセンターの利用者数は延べ1,480人となっており、その内訳は、団体活動の打合せや作業スペースの利用に1,184人、まちづくりに関する様々な相談に136人、センターが主催するまちづくりセミナーの受講に160人となっております。

また、市民がまちづくり活動に参画するきっかけづくりを目的として開催するまちづくりセミナーは、協働によるまちづくりや地域の居場所づくり、子育て支援など市民の関心の高いテーマで、これまでに計11回開催いたしました。本年度中にさらに10回の開催を予定しており、市民の主体的な活動参加を後押ししてまいります。

これらの取組により、新たな市民活動団体が立ち上がり、団体登録数は開設してから23団体増加し、現在では計39団体となっております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現状ではセンターの機能は十分と言えず、開設から約7か月が経過した現在においても、市民の認知度が低いことは課題であると認識しております。

この現状を踏まえ、さらなる広報と機能強化に取り組み、多くの市民がまちづくりに関心を持ってセンターを御利用いただけるよう、そして本市のまちづくり活動がさらに活性化されるよう取り組んでまいります。

続いて、センターを活用したイベントの開催につきまして、センターの活性化と有効活用を図るとともに、多くの市民にセンターの存在を知っていただくため、センターを活用したイベントの開催を計画しております。このイベントを通じて、市内で様々な活動を展開する活動団体をPRするとともに、市民の皆様が直接活動を体験できる機会を提供することで、市民活動への関心を深めていただけるよう進めてまいります。

市民活動団体は、地域に密着した課題に取り組む重要な担い手であり、団体を増やし、活動を活発化させることは大変重要であります。しかしながら、現行の市民活動団体登録制度では、1年以上継続して組織的に活動していることを要件としており、団体を設立する上で足かせとなっております。

こうしたことから、市民活動団体が誕生した直後から切れ目のない支援を行えるよう、早急に登録要件を見直し、より柔軟な登録制度とすることで、公益的な活動を行う団体の裾野を広げてまいります。加えて、活動団体が資金面での懸念がなく、より精力的に活動を展開できるよう、新たな補助制度を創設してまいります。

議員御提案の団体設立時の支援につきましても、この補助制度に盛り込み、市民活動を総合的かつ継続的に支援できる体制を構築してまいります。これらの取組を通じて、市民活動

団体を積極的に支援することで、地域の課題解決力の向上を図るとともに、市民一人ひとりが主体的に関わる活力ある地域社会の実現に取り組んでまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 大変御丁寧に説明いただき、ありがとうございました。

市民との協働によるまちづくりを推進していくに当たり、その拠点として設立されました。市民協働や地域での活動への市民参画の意識の醸成を図っていくには時間がかかります。他市町で市民活動支援センターを運営されていた方からもお聞きしました。これから本市独自のまちづくり協働センターがつくられていくものだと期待しております。

そこで、登録団体も39団体とのことで順調に進んでいるかと思いますが、各種相談が136人とのことですが、結構多くの相談があると感じましたが、主な相談としてはどのようなものがありますか。また、成果などあれば教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中島章嘉まちづくり協働センター長。

○市民生活部生活・環境課まちづくり協働センター長（中島章嘉君） お答えいたします。

特に多い相談は、団体登録に関する相談でございます。そのほか、助成金の活用やNPO法人の設立、またチラシの作成などの相談がございます。

その成果といたしまして、助成金につきまして民間団体の助成制度を御紹介しましたところ、団体の申請が認められまして、団体が必要とする機材を購入することができました。

NPO法人の設立につきましては、手続をサポートさせていただきましたところ、新たな団体がNPO法人として認証を受けることができました。

チラシの作成につきましては、専用のソフトの使い方をお伝えいたしましたところ、複数の団体が見栄えのよいチラシを作成することができました。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） ありがとうございます。

早速いろいろな成果も出ているようで、支援も行っていただけることなども周知を図り、さらに活動団体が増え、市民協働のまちづくりが進むことを期待しております。

次に、まちづくり協働センター隣の調理場についてですが、開設当初の意見交換のときも活用したいとの声がありました。また、登録団体の方からも、食事の提供を伴うイベントや

活動のときに調理場を使えると助かるとの要望もお聞きしております。調理場についてどのように活用されていくのか、お考えをお聞かせください。

また、まちづくり協働センターでのイベントの開催を検討しているとのことですが、現時点での構想などあればお伺いいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中島章嘉まちづくり協働センター長。

○市民生活部生活・環境課まちづくり協働センター長（中島章嘉君） お答えします。

議員仰せの調理場につきましては、どのように活動していくか、今後の課題として捉えております。

現在のところ、特定の団体に御利用いただくことは考えておりませんが、市主催によるイベントにおきまして、何らかの活用ができないかと考えております。

イベントの内容につきましては、これから市民団体の皆様と話し合いながら企画してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） すごく立派な調理場があります。2階にも、調理室があるということで、そちらのほうを使ってというようなこともあるとは思いますが、空いたいいスペースもあり、「まちセン」へ来られた方など、あそこを使えるといいなというお声が結構ありますので、またぜひうまく活用いただけるよう、よろしく願いいたします。

「まちセン」の認知度を高める非常によい機会であると期待しております。また、登録団体からは、よいフリースペースがあるので、人が集まるような団体主催のちょっとしたイベントなどを気軽に開催できるとよいのではないかとこの要望もお聞きしております。現在の登録団体による施設利用と同じよう、予約制など工夫していただき、活動団体の声も生かしていただけるよう、御検討をよろしく願いいたします。

続きまして、団体設立時についての支援も御検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

そこで、市民活動では市民の自発的なものが大切ではありますが、行政での課題解決に向けた行政提案型の活動の推進などもあってもよいのではないかと思います。

例えばですが、私も地区社会福祉協議会での移動支援サービスのボランティアなども行っておりますが、利用者の方からは、病院や買物での付添いやごみ出しなど、日常生活での困り事での支援を望まれる声もお聞きしております。介護福祉サービスを受けるほどではなく、しかし、ちょっとした支援があると自宅で安心して暮らせる方も多く見えると感じておりま

す。

そこで、生活支援サポーターについてお聞きしたことがあります。生活支援サポーターを活用した生活支援サービス団体ができると喜ばれる方も多いかと思います。「まちセン」を活用した団体設立への取組なども行っていただけるとよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

生活支援サポーターのことでございますけれども、答弁にありましたように、この生活支援サポーターも地域に密着した重要な担い手であると認識をしております。日常生活のちょっとした困り事をサポートする担い手を養成するために、海津市社会福祉協議会に委託しまして、生活支援サポーター養成講座を毎年開催しております。現在215名の方が修了されております。

この講座を修了した一部の方は、生活支援サービスを実施している地区社会福祉協議会ですとか、NPO法人で生活支援サポーターとして御活躍いただいておりますが、多くの修了者は実際の活動には結びついていないのが現状であり、議員仰せのとおりでございます。

今後の取組としましては、1月に開催されますサポーターの集いにおきまして、地区社会福祉協議会やNPO法人の活動を紹介して、新たな担い手として活動いただけるよう積極的に働きかけを行ってまいります。

また、地域住民同士の支え合いの場、助け合いの場を広げるため、生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援の担い手となる方々が活動できる仕組みづくり、団体のほうの設立ですとか、そちらについても支援したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 1つ例では出しましたが、やはりいろいろな福祉サービスや、例えばまた逆に防災であったりとか、いろいろな団体がより多く生まれることにより、きめ細やかに支援や取組が行えるんじゃないかなと思いますので、ぜひともこういった活動団体を増やしていくのも、各行政の課題かと。こういった「まちセン」などで団体づくりを進めていただき、行っていただけるとよいのではないかなとも感じております。

この生活支援サポーターについても前向きに取り組んでいただけるとのことで、ありがとうございます。

地区社会福祉協議会では、その地区の方のみが対象となるため、地区によって受けられる支援も異なっております。そこを補えるような団体を「まちセン」を活用して進めていただくと、本市のどの地域に住んでいても平等に支援の手が届くのではないかと考えます。ぜひとも、そういった団体の設立を目指していただけるようお願いいたします。

最後に、少し最初にも触れましたが、以前に市民活動支援センターを運営されていた方からいろいろアドバイスをいただいていたときにも、まちづくり協働センターが軌道に乗るには協働の機運を高めるなど、5年、10年はかかるとおっしゃっておりました。まちづくり協働センターは始まったばかりではありますが、答弁にもあったように、市民が主体となり、まちづくりへの参画の機運が高まり、市が活力のある海津市となることを期待しております。

以上にて、まちづくり協働センターへの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで小粥努議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩といたします。

（午前11時42分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時13分）

◇ 片野治樹君

○議長（里雄淳意君） 4番 片野治樹議員の質問を許可します。

片野治樹議員。

〔4番 片野治樹君 質問席へ〕

○4番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

要旨1. 開庁時間の見直しと窓口業務の効率化について、要旨2. 地方公務員の副業容認に関する制度導入について、質問相手はどちらも市長でございます。

1. 開庁時間の見直しと窓口業務の効率化について。

近年、全国の自治体で職員の働き方改革や業務効率化を目的とした窓口業務改革が進んでいます。特に、開庁時間の短縮やデジタル化による書かない・待たない窓口・行かない窓口の導入は、住民サービスの質を維持しながら職員負担を軽減する有効な手段とされています。

岐阜県内でも美濃加茂市や飛騨市、羽島市が開庁時間を短縮し、人件費や残業時間の削減を実現しています。また、岐阜市ではマイナンバーカードを活用した申請書自動作成システムやオンライン申請、コンビニ交付の活用により、窓口滞在時間の短縮と窓口業務の分散に

より、市民の利便性向上を図っています。本市においても、人口減少や職員数の制約、業務の複雑化に対応するため、同様の取組が必要と考えます。特に、利用率の低い時間帯の分析に基づく開庁時間の見直しやD Xによる業務効率化は、持続可能な行政運営に不可欠です。

そこでお尋ねします。

1. 本市における窓口利用状況の分析は実施されていますか。特に、朝夕の利用率や混雑時間帯のデータをどのように把握されていますか。

2. 羽島市、美濃加茂市のように、開庁時間を短縮することで職員の時間外勤務削減やコスト削減を図る検討はございますか。

3. D Xの推進について、本市ではどのような計画がありますか。窓口業務の短縮につながるマイナンバーカードを活用した書かない窓口やオンライン予約、コンビニ交付の導入状況と今後の方針をお示してください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 片野治樹議員の窓口業務の効率化と開庁時間の見直しについての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

本市におきましては、窓口業務の効率化を図るため、D Xによる業務改善に積極的に取り組んでおります。具体的には、行政手続のオンライン化やコンビニ交付サービス、らくらく窓口証明書交付サービスがあります。

まず行政手続のオンライン化につきましては、現在までに住民票の写しや印鑑登録証明書、パスポートの申請のほか、転出届、各種検診の申込み等について行っており、今後も海津市D X推進計画や総務省のガイドライン等に沿って対象手続の拡大を図ってまいります。

次に、コンビニ交付サービスは、住民票の写しや印鑑登録証明書について、申請から交付までをコンビニエンスストアで行えるサービスであります。本年度において、その交付数は10月末時点で窓口を含めた全交付数の37%を占めており、導入した令和3年度の7%と比べ5倍以上の割合となっていることから、サービスが浸透しつつあると考えております。

また、らくらく窓口証明書交付サービスにつきましては、来庁者が市民課の窓口を設置した端末でマイナンバーカードを利用することで、申請書を記入することなく証明書を自動作成するサービスで、来庁者の手続に要する時間の縮減につながっております。

本市では、このように来庁しなくても受けられるサービスの拡充や窓口での手続時間の縮減が進んだ状況を踏まえ、市役所の開庁時間の短縮に向けて準備を進めているところです。その一環として、実態把握を行うため、本年4月から9月までの半年間、朝夕の時間帯の市

民課の窓口への来庁者数を調査いたしました。その結果、開庁時間の午前8時30分から午前9時までの間に来庁された方は全体の12.1%、16時45分から閉庁時間の17時15分までの間に来庁された方は7.9%という結果でありました。この調査結果や他の自治体の導入状況を踏まえ、現在、短縮する時間や対象とする施設等について精査を進めるとともに、開庁時間の短縮に伴う課題の洗い出しを行っているところであります。

今後は、今年度内をめどに実施方法を取りまとめるとともに、市民の皆様への周知を行った上で、来年度中の運用開始を目指してまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございます。

窓口のDX推進ですが、積極的に取り組んでいただいておりますという御答弁だったと思います。コンビニ交付も増えておるといことで、ますますそういった市役所に来なくてもいいような取組をよろしくお願いします。

開庁時間の短縮については、今御検討いただいておりますということで、今年度中にはある程度の今後の流れが分かるかなと思うんですけど、この取組は職員の業務負担軽減につながりますことと、さらに市民サービスの向上に資するものでなければいけないと私は考えております。来年度の導入に向けまして、市民のニーズの把握であったり、効果の検証、庁内での課題整理、市民への周知時期などを丁寧に進めていただきたいと思います。

それでは、1つ目、再質問させていただきます。

今回、市民課の質問になるかと思うんですが、市民課の窓口においても、閉庁直前でもある程度一定数の来庁者があるという御答弁をいただきました。一定数の来庁者があるということは、その後の残務処理などを考えますと、市民課職員の時間外労働が当たり前になっているのではないかなというところも思うんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

大橋真由美市民課長。

○市民生活部市民課長兼天昇苑所長（大橋真由美君） お答えします。

来庁者が帰られた後の書類整理等で時間外労働が発生している状況です。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） 時間外が発生しているというお答えでしたが、実際にはどの程度時間外労働が発生しているところでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

市民課における時間外時間につきましては、令和6年度の年間で約3,600時間ほど行っております。直近の9月ですと約300時間ほど、10月で380時間ほど行っております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

令和6年度、また最近の2月の時間外労働の数字をお知らせいただきましたが、今後開庁時間等の短縮につながった場合、例えば1時間開庁時間が変わった場合というのは、どのぐらい時間外労働が削減できる想定をされておりますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

詳細については、これから分析していくことにはなりますが、およそ800時間ぐらいは削減できるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

800時間は結構大きいと捉えるんですが、市民課だけで800時間ということではよろしいかと思うんですが、もし開庁時間が変わった場合、窓口業務がある方、ない方があると思うんですが、全庁でもっと大きな数字になるかなと思います。今回から議会は9時半に時間が変わりました。朝の30分って大きいんですね。職員にとっても、たとえ10分、15分でも朝ずれるだけでも、お子さんの送り迎えであったり、家事であったり、そういった負担も減るかなと思います。今後またそういう検討をよろしくお願いします。

実際に、時間が削減できるということは、その分時間外労務のコストも下がるということになると思います。ただ、コストが下がる分、市民サービスも同じように低下しては意味がないと思うんです。市民の皆さんへは、今後どういった方法で周知等を考えておられるのか、

もしお考えがありましたらよろしく申し上げます。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

周知につきましては、市報かいづやホームページ、SNSなどの媒体を活用するとともに、公共施設でのポスター掲示などで現時点では考えております。

○議長（里雄淳意君） 再質問はございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

既に、開庁時間を短縮している自治体から少し情報をいただきました。自治体名は控えさせていただきますが、開庁時間の変更に当たりまして、1か月間ほど試行期間というか、お試しでやられた自治体の例ですが、1か月間に市民の方への周知で、SNS、市報かいづの活用はあるんですが、さらに市長、副市長、教育長の三役が市民の方と窓口で対応をされて、その後、部長、課長も市民の方へ説明をされたという事例もあります。また、こういった丁寧な説明をしていただくことというのは大事なと思います。

実際に時間短縮された自治体職員のコメントをいただいたので、幾つか紹介させていただきます。窓口手数料の集計作業が勤務時間内にできるようになった。係内の業務に対する共有時間が確保しやすくなった。思っていたほど窓口短縮に対する反対意見や不満の声は少なく、時間外に来た方にも御理解いただいている。また、準備時間、受付時間、事後処理時間を確保でき、働き方改革における就労の健全化が図られたと考えるなどなど、いろいろな声をお聞きしました。自治体のこういう取組というのは、周知の仕方とかによって市民の方の反応というのは違うと思うんですが、本市におきましても今後取り組まれるに当たりまして、市民の方への周知、また御理解いただけるような取組になりますことをよろしく申し上げます。

本市は、過疎地域持続発展計画の人口推移を見ますと、10年後には人口が今2万4,996人で、人口は減少していくんですね。人口が減少していくということは、市の職員は現在の数のままでは難しく、維持をしていくのは困難かなと思うんです。どの産業でも就労者というのは減っていくと思います。最近ですと、岐阜県知事 江崎禎英氏は、働き方改革じゃなくて、一般企業の例を挙げられ、「働いてもらい方改革」という言葉を使われます。働きやすい職場、選ばれる職場になるように、本市もそういった取組をして、本市で働きたいという就労を希望する人があふれ、市役所が維持できることを期待し、そういう仕組みの構築を祈念しまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問に移らせていただきます。

地方公務員の副業容認に関する制度導入について。

近年、地方自治体における人材不足や地域活性化の課題が深刻化する中、総務省は令和7年6月に地方公務員法第38条の枠組みを維持しつつ、副業を条件つきで認める方向性を示しました。これにより、従来全面的に禁止されていた副業が、公益性や公務への支障防止を前提に、任命権者の許可を得ることで可能となる制度が全国的に整備されつつあります。既に、複数の自治体で先進的な取組事例があります。

例えば福井県は、公益性の高い活動に限定し、月30時間以内であれば上限を設けて制度化しました。さらに、佐渡市では、農業や福祉分野での副業を認め、地域課題解決型のモデルを構築しています。県内では、飛騨市が市職員の兼業要件を緩和し、本年11月より運転手不足に悩む市営バスの運転手を市職員16名が兼業することになりました。本市においても、農業の担い手不足、観光振興、地域コミュニティの維持など、解決すべき課題は多岐にわたります。こうした課題に対応するためには、職員が持つ知識やスキルを地域に還元する仕組みが必要と考えます。副業制度の導入は、単なる収入補填ではなく、地域貢献と人材育成の両面で大きな意義を持ちます。一方で、公務への支障や情報漏えい、過重労務などのリスク管理も不可欠であり、許可基準や申請手続の明確化が求められます。

そこでお尋ねします。

1つ、現在、本市ではどのような副業に許可が出されていますか。

2つ、総務省通知や他自治体の先進事例を参考に、本市において副業要件の緩和は考えておられますか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 片野治樹議員の職員の兼業についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

市職員の兼業については、地方公務員法第38条第1項において、営利企業の役員等の地位を兼ねる場合、自ら営利企業を営む場合、報酬を得て事業または事務に従事する場合は、任命権者の許可を受けなければ行うことができないとされています。

また、総務省は、この兼業の許可について、職務遂行上能率の低下を来すおそれがないこと、相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつその他職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことという基本的な原則を満たす必要があるとしております。

こうした中、本市においては、統計調査の調査員、自治会役員、地域クラブの指導者、消防団員などとして、また地域営農活動や農業に従事する場合などに兼業を許可しているところであり、企業との兼業はない状況です。しかしながら、本市の地域課題である人員不足の解消や兼業を通じた職員の職務遂行能力の向上が期待できることから、兼業許可の範囲を広げていく必要があると認識しております。

そうした中、本年6月に発出された総務省通知、営利企業への従事等に係る任命権者の許可に関する留意事項において、基本的原則を満たせば任命権者の判断で企業との兼業も可能であることが改めて示され、その推進に向けた様々な先進事例が紹介されたところです。県内の自治体においても、地域課題の解決や職員の能力開発に資する兼業について積極的な許可、運用を開始している事例があることから、本市といたしましても先進事例を参考として、職員の兼業に係る判断基準を検討してまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） 御答弁ありがとうございました。

職員の兼業については前向きな御答弁をいただいたものと私は思っております。実際に、もっと多いのかなというような思いもあったんですが、答弁にありました本市が認めてみえる兼業に従事している職員というのは、何名ほどございますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

令和7年度の今日現在の許可件数につきましては、197件となっております。主な内訳といたしましては、統計調査の調査員・指導員が163件、地域営農活動が11件、自治会役員が4件などとなっております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

今のお答えですと、統計調査の調査員・指導員がほとんどを占めているというところで、毎年のことではないかなと思うんですが、地域営農活動であったり、自治会役員ですね、私の想像したより少ないかなと思うんですが、これの少ない理由とか何かありましたらお答えいただけますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

このことにつきましては、営利企業等従事の許可基準を示していないことや、公務員は兼業してはいけないという固定観念によるものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございます。

一応確認なんですけど、地方公務員法第3条第1項によるところなんですけど、地方で困った農家であったり、そういったあまり営利団体じゃないところのそういうお困り事のお手伝いとか報酬が出ると思うんですけど、そういうときは任命権者が許可すれば公務員の兼業が可能であるという認識でよろしいでしょうか。任命権者は市長になるかと思うんですけど、そういうような認識でよろしいですか。お願いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） 議員仰せのとおりです。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

先ほども答弁を課長からいただきましたが、よく公務員だから兼業しちゃいけないよ、副業しちゃいけないよというのが多くの方の認識だと思うんです。私も今回この質問を考えるに当たり、本当はよかったというのか、任命権者の許可が得られれば普通の地域の困り事であったり、NPO団体であったり、そういった活動ができたんだなというのを改めて確認することができました。実際に、強制ではなく時間に余裕がある方ということになるんですけども、本市の職員におかれましても、市内の困った人へ手を差し伸べ、正義の味方といいますか、スーパー公務員のような存在になっていただけることが今後の本市を維持していくには必要なことかなと思っております。

公務員が副業・兼業する主なメリットというのを調べてみました。少し紹介させていただきます。

公務員個人のメリットとしましては、本務とは異なる分野で経験を積むことで新しい知識や技術を習得でき、スキルアップや自己成長につながる。安定した公務員の基盤を持ちながら、創造的な活動や地域ビジネスに挑戦できる。キャリアの多様化ができる。制度上の制限

はあるものの、一定の副収入を得ることで生活の安定やモチベーション向上につながる。また、参画いただいた自治体組織のメリットとしまして、柔軟な働き方ができる職場としてアピールできる。優秀な人材の採用につながり、人材の確保、魅力向上につながる。農業・福祉・教育・イベント運営など、地域の担い手不足を担う活動を市職員が担え、地域課題の解決につながる。副業で得た知見を本務に還元することで、住民ニーズに即した政策やサービスを展開でき、業務サービスの改善につながる。

地域社会のメリットとしまして、副業を通じて職員が地域住民と直接関わることで信頼関係が強化される。過疎地域のバスの運転手や新聞配達など地域生活に不可欠な仕事を担う事例もあり、生活機能の維持に貢献できる。副業を通じて新しい人材が生まれ、地域経済や文化活動の維持につながり、地域活性化につながる。

公務員の副業・兼業は、職員の成長、プラス自治体の魅力向上、プラス地域課題解決という三重のメリットを持っていると私は思います。制度の透明性や公平性を確保しつつ進めることで、持続可能な社会づくりに直結する取組になるのではないかと思います。実際に今でも地域で困っている方というのは見えると思うんですが、そういった方を助けたいなという職員が見えた場合の申請方法など、分かりましたらお答えいただけますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

兼業の申請につきましては、原則事前申請が必要となります。事前申請をしていただいて、内容等を精査し、必要な事務手続を得て許可という流れとなります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございます。

申請ですね、例えばすぐ助けてほしい、喫緊に助けてもらいたい、手伝ってもらいたいという事例もあると思うんですが、実際に申請を出してから許可が下りるまでというのは大体どのぐらいの期間がかかるものでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

一概に何日ということは言えない部分もありますけど、必要な事務手続、事務決裁が必要となりますので、10日ほどは要るかと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございます。

難しい手続が必要ないということでしたら、ぜひ地域の困り事に、地域に飛び出してもらえる職員が増えると、このまちはもっとよくなると思います。よろしくお願いします。

この質問ですね、先ほどの市役所の開庁時間短縮や業務効率化によって生じた余暇を利用して、職員に副業で収入を得て稼いでくださいという趣旨ではございません。むしろ公務員の兼業・副業は、少子高齢化と人口減少に直面する本市において、市長が掲げてみえる重点テーマ、協働・共創によるまちづくりを実現するために欠かせない施策であると私は考えます。先ほども述べましたが、今後の人口は令和17年には2万4,996人、令和22年には2万2,000人ほど、また千葉大学の倉阪秀史教授、「未来カルテ」というものがあるんですが、その予想では、令和32年には1万7,000人ほどになると予想されております。このような状況下では、行政職員をはじめ農業、インフラ整備に必要な建設業、そして高齢化に伴い需要が増すと考えられる介護職、あらゆる分野で人材不足が想定されます。だからです、それだからこそ、市民、公務員、議員、本市に関わる全ての人々が、互いの隙間時間を活用して同じ立場で協力し合いながらまちづくりに取り組むことが必要だと考えます。

市内には、本当に困っている、十分な支援を受けられないという方々が多く存在します。例えばミカンや柿農家ですと、もう木がありますので栽培はできる、今だとドローンで消毒もしてもらえるようになりましたので、収穫が一番大変なんですね。収穫して籠にいっぱい入れると20キログラムとなり重いんです。実際それを斜面から運べないのということで、今ですと西美濃農業協同組合が現場まで取りに行ったりとかしてみえます。東北地方のほうとかでも、リンゴの時期になりますと職員が手伝いに行くとかという事例もございます。

また、伝統文化の担い手もいなくなり、担ぎ手がないので困って存続が危ないとか、例えばスポーツ団体でも指導者がいないよというようなことも出てきます。実際、スポーツ団体の指導員とかもボランティアという場合もあると思うんですが、報酬が発生するという場合もあると思います。こういったいろいろな分野で助けてほしい、もっと人手が欲しいという声をもっと集まってくるのではないかなと思うんですけれども、まずはこれらの声を丁寧に把握していただきまして、支援が可能な人材や団体、また市の職員へつなぐ仕組みを構築していくことが重要かなとは思いますが、こういった困っている方と力を貸す方々とをマッチングするような仕組みというのが整備が必要かなと思うんですが、そういった仕組みとかの構築とかを考えてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

職員をマッチングさせる仕組み整備につきましては、先ほど答弁したとおり、これから職

員の兼業に係る判断基準を検討していく段階ですので、現時点でお答えすることはできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

まだ今からいろいろと仕組み等々を構築されるということですので、またよろしくお願ひします。

横川真澄市長にお尋ねします。

地域に飛び出す公務員を応援する首長連合という組織がございます。2008年に当時の総務省地方創生審議官の呼びかけにより、役所の中だけにとどまらず、NPOや自治会など地域活動に取り組む公務員同士の横のつながりをつくろうということで、地域に飛び出す公務員ネットワークが発生しました。令和5年現在でおよそ2,000人ほどの公務員の方が参加されております。全国各地の公務員が参加しまして、災害時ネットワークの構築であったり、今でいうふるさと納税であったり、少子高齢化であったり、皆さんの課題を情報共有し取り組んでみえる、そういった団体になります。そういった活動を応援するために、知事や市町村長が参加するのが首長連合です。

設立のときには次のような声がありました。

飛び出す公務員として活動していると、時にはいづらさを感じ、自分は間違っただけをしているのではないかと思うことがあります。そんなとき、職場の理解ある上司がいれば大きな支えになる、まして任命権者である知事や市町村長が応援してくれるなら、なお心強い。飛び出す公務員は正しい、そしてその人たちを応援する自分たちも正しいと信じる首長の集まりだそうです。

首長連合は、地域に飛び出す公務員の活動を後押しするために結成され、それぞれの立場から積極的に施策を講じていることを目的とされているそうです。公務員が自らの時間を活用し、公務員も一国民一地域住民として社会貢献や地域参画活動に参加することは、住民と思いを共有し、国民目線、住民目線で行政を推進することにつながります。これは、公務員の使命を再確認し、行政を国民本位、住民本位へと転換する上で有効であり、正しい公共や住民協働のパートナーシップ構築にも重要です。実際に、県内からも多くの首長が参加されております。本市の職員もぜひこういうネットワークに参加していただきたいと思うのですが、まず横川真澄市長にもこの会にぜひ参画していただきたいと思うのですが、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） まず一般質問通告書にない御質問でありますし、私の存じ上げない団体連合に関する御質問でありますので、答弁は差し控えたいと思います。

ただ、様々な地域資源をシェアしていくということは、この公務員の時間というものも含めて大切な取組でありますし、興味深いことでもありますので、情報収集から始めてまいりたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） 突然な質問で、すみません。

実際、県内からは5つ、6つの首長さんが参加しておられます。こういうところに参加した方で、地方公務員アワードという全国の表彰式があるんですけど、今年ですと飛騨市の飛騨ファンクラブを担当された方であったり、少し前は垂井町の痛車を企画してみえる方、関市の女性職員でスイーツを作った方とかが表彰されております。強制ではないんですが、本市の職員もいろんな地域が盛り上がるような活動に御参画いただければなと思っております。よろしくをお願いします。

その首長連合では望ましい「公務員の福業」ガイドラインというのを作成してみえます。またお時間がありましたらネットで御覧いただけます。副業の「副」は幸福の「福」という字を使って見えます。公務員が実際の公務プラス1、何か地域活動であったり、ボランティア活動、副業でもですが、実際にもう一つ何か違う活動をすることによって、地域とのコミュニティが形成され、そういうところで地域の方にも幸せが訪れる、みんなでまちづくりをしていこうというようなガイドラインになっております。いい言葉だなと思いました。

令和7年国勢調査結果で、多分、市内全域が過疎地域に指定される見込みでございますし、さらに2020年4月の人口戦略会議で発表された自治体の持続可能性調査では、本市は消滅可能性自治体に指定されました。人手不足が深刻化する中、海津市で住みたい、海津市で働きたい、海津市に住んでいてよかったと思われる仕組みづくりを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（里雄淳意君） これで片野治樹議員の質問を終わります。

◇ 橋本武夫君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、5番 橋本武夫議員の質問を許可します。

橋本武夫議員。

〔5番 橋本武夫君 質問席へ〕

○5番（橋本武夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、指定地域共同活動団体制度、まちづくり協議会について伺います。

人口減少などにより経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後地域の実情に応じて地域社会の多様な主体が参画し、連携・協働する枠組み、プラットフォームを市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要とする第33次地方制度調査会答申を受け、令和6年の地方自治法一部改正により、指定地域共同活動団体制度が創設されました。総務省通知などによると、本制度は、導入するかどうかについては市町村の判断による、地域の実情に応じて判断されたいとされており、実施する場合は、関連条例、規則の制定が必要であり、指定団体の指定要件や活動内容、指定手続、支援内容などをどう定めていくかが課題となります。

また、指定団体については、地縁による団体などが母体となり、福祉活動団体や老人クラブ、子ども関係団体など各種団体が参画する形態などが想定されており、具体的には、近年地域の暮らしを支える重要な担い手となっているとして、地域運営組織や地域共同活動を住民主体で運営するNPO法人などが例示されています。

指定を受けることによって、活動資金の助成、情報提供など市町村の支援を受けることができること、市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができることがその効果とされていますが、それが地域共同活動団体の行政の下請化につながりかねないとの懸念も示されています。

本市においては、指定を受ける側が未成熟であり、制度ありきで拙速に事を運ぶのではなく、制度の精査、地域の実情や関連団体の活動状況などを踏まえ、課題を十分に検討・検証することが必要であると考えます。指定地域共同活動団体制度についての認識、今後の展望をお聞かせください。

市長は、本年第2回定例会の古川理沙議員の一般質問、人口減少を前提としたみんなが取り組む持続可能なまちづくりについて、多様化・複雑化する地域の課題について、地域住民が自ら考え、自ら問題点を認識し、地域が解決策を見いだしていけるよう、地域の多様な主体が連携・協働する住民自治の実現に取り組む必要があると考えております。そのため、新しいまちづくりの枠組みとなるまちづくり協議会の設立に向け、今後可能な限り早急にモデル地区の選定を行いたいと考えておりますと答弁されています。

まちづくり協議会こそが、指定地域共同活動団体制度が導入された際には指定されるであろう団体であると認識しておりますが、まちづくり協議会設立に向けた動きは現在どのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員のまちづくり協議会と指定地域共同活動団体制度についての御質問にお答えをいたします。

民間シンクタンクの推計によると、20年後の2045年には、小規模な自治体では現在の7割程度しか職員を確保できないと見込まれており、従来の行政サービスの維持は困難になると予測されております。今後さらに複雑化する地域課題にきめ細やかに対応していくためには、地域と行政が対等なパートナーシップを築き、共助で公助を補完する仕組みづくりが求められているところであります。こうした背景を踏まえ、本市では、本年3月に市民協働推進計画を策定いたしました。この計画では、一人ひとりがまちづくりの主役を基本理念に掲げており、今年度より行政と市民、市民活動団体などの多様な主体が互いの役割と責任を理解し、補完し合う協働によるまちづくりに向けた取組をスタートさせたところであります。

市民協働推進計画では、3つの基本目標を定め、7つの施策を掲げております。その施策の一つである新たな地域自治の枠組みづくりでは、まちづくり協議会の設立を明確に位置づけるとともに、指定地域共同活動団体制度の将来的な活用を見据えているところであります。まちづくり協議会は、安全・安心な地域づくり、高齢者支援や子育て支援など、それぞれの地域が抱える課題を解決するために、多様な市民活動団体が参加し、地域住民が助け合いながら持続可能な地域社会を構築する新たな住民自治の枠組みとなるものであります。おおむね小学校区を基本として各地区に設立を促してまいりたいと考えており、令和11年度までに1地区で設立することを目標としております。これに向け、まずは取組の第一歩として、自分たちの地域は自分たちで守り、育てるという市民の意識醸成を図ってまいります。この意識が市民のまちづくり活動への参加を促すとともに、地域住民が主体となって設立するまちづくり協議会の原動力になると確信しております。

加えて、まちづくり協議会の設立に当たっては、様々な分野において活動する市民活動団体の協力が不可欠であります。地域住民が主体となってまちづくり協議会を運営するに当たり、地域の実情に応じて団体の持つ専門性やノウハウ、機動力をきめ細やかなサービスとして提供することで、持続可能な地域運営につながると考えております。

このため、まちづくり協議会の支えとなる市民活動団体の設立のきっかけとなるよう、まちづくり事始め研修を本年11月から開催しております。この研修は、毎月1回、全5回にわたって開催するもので、地域課題の抽出、仲間づくり、活動開始の第一歩、資金調達、持続可能な組織づくりといったテーマを設定し、ワークショップ形式で組織づくりを体系的に学ぶ内容となっております。こうした取組により、多くの市民活動団体の設立を促し、市民が自主的にまちづくり活動に取り組む環境を整えるとともに、多様な団体同士が互いに補完し

合う関係の構築を目指してまいります。

さらに、市といたしましては、地域と市民活動団体で構成するまちづくり協議会の設立に向け、財政支援を含めた様々な支援を積極的に行ってまいります。そして、まずはモデル地区を選定して、まちづくり協議会を1地区で設立し、その取組が市内全域へと広がりを見せるよう着実に推進してまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございました。

御答弁の中では、指定地域共同活動団体制度の将来的な活用を見据えるということでした。指定地域共同活動団体制度はできたばかりの制度でございますけれども、どのような団体が指定を受けるのか、また受けない団体との関係はどうか、指定団体の適格性、妥当性の担保、また適正な実施を確保するためのチェック体制と是正措置など、課題もたくさんあるものというふうに考えております。本市におけるこの制度の導入までには、まずまちづくり協議会の設立までの時間と設立後の活動を充実させる時間が必要になると思っております。その間の時間を有効に使っていただいて、先進地での調査や制度の研究などを行っていただき、本市にふさわしい制度の設計をしていただいて、導入の準備をしていただきたいというふうに思っておりますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、昨年6月に地方自治法の一部改正により、指定地域共同活動団体制度が新たに創設のほうがされました。指定を行うかどうかは市町村の判断によりますが、議員仰せのとおり、条例等を設立する必要がございます。また併せまして、運営の適正性、組織の体制など十分な体制が整わなければ、形だけの組織になりかねません。そのため、議員もおっしゃられました先進事例ですね、先行自治体での実態、課題などにつきまして、調査・研究のほうを進めて準備のほうをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 次に、市民協働推進計画の基本理念なんですけれども、一人ひとりがまちづくりの主役、そして市民協働でつくる海津の未来というふうになっております。しかしながら、令和5年度に実施された市民協働に関するアンケートでは、市民協働という言葉

の認知度は20.2%というふうになっております。

令和元年の第3回定例会で、本市の自治基本条例（理念条例）が制定された際には、市民協働のスタートラインに立つための条例であるというように説明をされておりました、その説明を受けて私も賛成はしたんですけども、アンケート実施までの4年経過後の認知度というものが20.2%という極めて低いものと言わざるを得ない状況だと思っております。

答弁の中では、自分たちの地域は自分たちで守り育てるという市民の意識醸成を図るというふうに言われておりますけれども、これまでの経過を踏まえ、具体的にどんなふうに進めていかれるのか、またまちづくり協議会の設立に向けては、その中心となる人材の育成確保も大きな課題となってくると思っております。様々な講座等が比較されておりますけれども、これらの課題についての対応策をお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えします。

人材の確保につきましては、現在もまちづくり協働センターにおきましてセミナーを開催いたしまして、まちづくりを進める基本的な知識の取得ですとか、人材の育成というものに努めているところでございます。しかしながら、議員仰せのとおり、アンケート結果では市民協働という言葉の認知度というのはまだ2割程度というものでございました。その結果をしっかりと受け止めさせていただきまして、いかに市民に対してこの市民協働ということの必要性ですね、そういったものを理解していただくかというのが非常に大きな課題というふうに考えております。市民活動、市民協働をまずは知っていただきまして、活動する登録団体と共にですね、共に協力していく人材の方が増えていくようなところがあって、その中で組織のリーダーというものが生まれていくのではないかとということも考えてございます。そのためには、市民協働の必要性につきまして、分かりやすく丁寧に勉強会等を繰り返し開催のほうをしていきながら、市民の皆様への理解を深めていただきますよう計画のほうをしてまいりたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございました。

やはり市民協働のまちづくりのためにも、まずは基本的なことなんですけれども、やっぱり市民の皆様一人ひとりが確実に市民協働という言葉を認識して、どんなものであるのかとかをしっかりと自覚した上でないと進まないと思っております。この辺りをしっかりと市民の皆様にお伝えしていただき、御理解いただけるように今後とも努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あわせて、協働のまちづくりのためには、市役所庁舎内、全体での取組も必要であると思っております。先ほども言いました市の自治基本条例第7条第3項では、市職員の責務として、「職員は自らも地域の一員であることを自覚し、積極的に市民と協働してまちづくりに取り組みます」というふうに定められております。具体的にどのようにしていかれるのか。既に各課にはこの推進員が配置されていると思っておりますけれども、職員の意識を全庁内、全体的に高めていくために、特に10年後、20年後、先を見据えた場合に、若い職員たちに期待するところは大きいんですけれども、その辺りはどのように進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

高木英雄生活・環境課長。

○市民生活部生活・環境課長（高木英雄君） お答えいたします。

市民への協働に関する意識醸成の前に、やはり私たち全ての職員がその認識と理解を高める必要があると思っております。そのため、市民協働推進計画には、職員がまちづくりの担い手の一員として理解を深め、日頃から協働の視点を持って仕事に取り組むとしております。それに向けた職員に対する研修会を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、市民や現場の声を聞くことも必要でありますし、地域課題に対する共通認識を持つことも重要だというふうに思います。職員の自主性を促すために、地域活動への積極的な関わりにつきましても働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 市役所全体での取組というものにも期待をしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

続けて、まちづくり協議会を令和11年度までに1地区で設立することを目標とするという答弁をいただきました。まだまだ先の話のような感じがしますがけれども、ちょっと考えると、まちづくり協議会設立までには、地域のチームづくり、意識の醸成のための意見交換会や活動計画などの検討会、またまちづくり協議会設立準備委員会の立ち上げ、組織構成の検討、地域への説明PRの実施をして、地域づくり計画の策定などを行った上で、ようやくまちづくり協議会が設立、総会を開けて、それを認定してもらおうという工程があります。

桑名市では、最初のまちづくり協議会設立までに3年かかっているということでございます。これだけの工程をしっかりとやって、形をつくるだけではなく、中身のあるものにしていくためには、やはりある程度の時間は必要ということで、本市においても令和11年度までということであれば、一日も早いスタートが必要であるというふうに考えております。た

だ、まちづくり協議会設立の準備のためには、設立準備費用であるとか様々なノウハウが必要でありますので、財政支援、人的支援が不可欠であるというふうに考えております。また、答弁の中では、財政支援を含めた様々な支援を行っていくということでございますけれども、例えば桑名市では地域担当職員を配置して支援をしておりました。具体的な支援策等がありましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

奥村孝司市民生活部長。

○市民生活部長（奥村孝司君） お答えいたします。

具体的にということで、今の段階ではまだこういうことかなということの予定という範囲でお答えさせていただきますが、まちづくり協議会設立のためには人的な支援ということで、専門的な知識を持つアドバイザーの支援でありますとか、あとは先進地の視察ですね、そういったことが考えられると思っておりますので、様々な取組の過程で費用の支援というものが必要になってくると思っております。そのため、先ほど市長のほうで答弁の中で申し上げましたとおり、財政的な支援を含めまして積極的に協力のほうをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございます。

専門的な知識を持つアドバイザーという話もございましたけれども、やはり設立準備する場合の一番大切なパートナーって、地域の人にとっては市役所の職員だと思うんですね。桑名市の例ではないんですけれども、別の視察に行った際には、あることをした相手方の市役所の職員が異動で替わってしまうと、それまで進めていたことと全く違う話になってしまう、本来そういうことはないと思うんですけれども、やはりその職員一人ひとりの個性と申しますか、そういうものが出てしまうと、なかなか進めていたところがまだ途中で方向転換と申しますか、ストップしてしまうみたいな話も聞いたことはございます。なるべく、まちづくり協議会設立においてはできるだけ担当職員が異動で替わらないような配置で、市民の皆様と一緒に進めていただけたらありがたいなあということを希望したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、指定地域共同活動団体制度に戻ると、その想定される活動として上げられているものが、買物、外出などの生活支援、高齢者や子どもの居場所づくり、それから環境美化、あるいは声かけ、見守り、防犯パトロールといった安心・安全を守る活動、こういったものが想定されるというふうに言われております。当然まちづくり協議会でもそうなんだろうと思うんですけれども、実際のところ、本市においては地区社会福祉協議会が既にこういった役

割を担っているんですね。そういったところが、地区社会福祉協議会があるところに加えてまちづくり協議会を新たに作りますかという話になると、理屈は分かるんですよ。ただ、現場の皆様方から考えると負担増に感じられたりして、ここの辺りのハードルを越えるところが一番問題になってくるのかなというふうに思っております。

それを解決するためには、やはりまちづくり協議会の必要性というものを丁寧に説明していただいて、市民の皆様からの御理解をいただきながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。その辺りをしっかりとクリアできるように、職員の皆様方の今後の取組に期待をして、次の質問に移りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、2点目、選挙公報についてと選挙公営制度について伺います。

選挙公報は、公職選挙法第167条から第172条で、衆議院議員選挙、参議院議員選挙または県知事選挙において発行すること、候補者の氏名、経歴、政見と顔写真を掲載した文書で、都道府県の選挙管理委員会が発行すること、選挙のときに各家庭に配付されることなどが規定されています。また、172条の2で都道府県議会議員、市町村議会議員または市町村長の選挙においては、条例で定めるところにより発行できるとされています。

選挙の投票率は長期的には低落傾向にあると言われていています。関心が持てない、分からない、そんな人にとって、選挙公報は候補者の政策や考えを知る手がかりになります。市が公式情報を提供することで、市民が適切かつ公平に投票判断を行える基盤をつくり、選挙の公平性、透明性を高め、投票率の向上と健全な民主主義の発展に寄与するものと考えます。

また、最近では、情報格差と不正確な情報の拡散リスクの高まりへの対処が急務になっています。候補者情報や選挙制度の周知が不十分だと、市民の投票行動が不適切な判断に左右されるおそれがあります。以上の理由によって、本市の市議会議員選挙または市長選挙において選挙公報を発行することができるよう条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

選挙公営制度は、選挙運動に要する費用を一定程度公費負担する制度で、導入することによって資金力に依存した選挙構造を是正し、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることができるものと認識しております。令和2年に公職選挙法が改正され、町村の選挙における立候補環境改善を図るため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されて、条例を定めることによって、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、供託物没収点以上の得票を得た候補者には公費負担されることになりました。

以下、お答えください。

岐阜県下の支部と西濃地域の町における選挙公営制度の導入状況を教えてください。

本市においても、選挙公営制度を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか、よろしく

お願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

太田正登選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（太田正登君） 橋本武夫議員の選挙公報及び選挙公営制度についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、選挙管理委員会委員長の私からお答えいたします。

まず選挙公報につきまして、現在県内自治体においては、25の市町で議会の議員及び長の選挙ごとに発行されております。議員仰せのとおり、選挙公報は有権者が候補者をよく知り、投票したい人を選択するための有効な手段であり、広く市民に配布することにより市民の選挙に対する関心が高まり、ひいては投票率の向上にもつながるものであると考えております。そのため、本市においても、令和11年に執行が予定される海津市長選挙及び海津市議会議員一般選挙において、選挙公報が発行できるよう検討してまいります。

次に、選挙公営制度につきまして、現在、県内市においては17の市、西濃圏域の町においては全ての町で導入されております。近年は全国的に定数割れによる無投票当選が増加傾向にあることから、議員の成り手不足の解消や多様な人材の議会参加の促進にもつながる選挙公営制度は大変意義のある制度であると認識しております。

しかしながら、制度の導入につきましては多額の予算を伴うものでありますので、今後、アンケート調査などにより市民の意見を伺うとともに、市議会の皆様とも御相談しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

まず選挙公報についてなんですけれども、次回令和11年の選挙では発行できるように検討していただくということで、大変ありがたい御答弁をいただきましたこと、感謝をいたしたいと思います。国政選挙等の場合は、法律の定めによって各家庭に配布するというので、実際に全戸配布をされておりますけれども、この市町村の選挙でありますと、なかなかその1週間、5日という期間の短さから、他市町では新聞の折り込みとそれから拠点での配布ということで対応しておられるところもあるようですけれども、やはりここは全戸配布をお願いしたいと思うんですけれども、本市でこの選挙公報を発行した場合に全戸配布というのは可能なんですか。現時点で分かるところでお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤三喜夫選挙管理委員会事務局書記長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 市長、市議会議員選挙となりますと配布期間が非常に短いということはあるのですが、国政選挙等で選挙公報を全戸に配布しているという実績がありますので、その方法を活用いたしまして対応したいと考えております。

また、選挙公報が市民の皆様が届くまでに数日を要しますので、それ以前に期日前投票を行いたい方のために、期日前投票所や各支所に選挙公報を設置するほか、ホームページに掲載するという方法で広報をさせていただきたいと思っております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 全戸配布の方向ということで、ありがたいことだと思っておりますが、まだまだ届出日当日に突然届けられる方とか、どの時点を原稿の締切りにするとか、いろいろ実際やってみようと思うと対応が難しいところもあるかと思っております。まだ時間がありますので、今後ともしっかり検討していただいて、令和11年の選挙の際には全戸配布をしっかりできるような体制を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に選挙の公営制度ですけれども、県内の市ではもう80%以上、そして西濃圏域の町においてはもう全て導入されているということでございます。特に、町においては立候補者の不足等々もあって、非常に切実な問題で導入されているのだろうというふうに推測はされますけれども、御答弁の中には、その制度の導入については多額の予算を伴うということを言われました。これは多額の予算というのがどれぐらいなのか、試算的なものはあるのでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡選挙管理委員会事務局書記次長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

国の基準で1人当たり積算をしますと、限度額としましては約80万円ほどとなります。それに立候補された方の人数を掛けていただければ、大体の予算が出るかと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございます。

あくまでも国の基準で試算するとそうなるだろうということではございますが、実際どれぐらいかかるんだろうかということで、この間の選挙のときの私をちょっと計算してみました

た。選挙の公営の対象となるものでいくと、私が今回の選挙で使ったのは20万円弱ぐらいでした。レンタカーを使っておりませんので、その分を足すと人によって凸凹はすると思うんですけど、80万円はさすがに行かないかなというふうに思っております。仮に、みんなが私みたいに20万円ぐらいだとすると、20人に交付しても400万円ですよね。ということは、同時選挙によって削減した経費分で賄えるというふうに計算をできます。そこからプラスした分を多額と言うかどうか、その辺は意見が分かれるかと思えますけれども、今、試算で言われたほどは実際にはかからないであろうですし、削減した分を引けばそれほど大きな負担にはならないのかなというふうな感じを私は持っております。

私のことだけで急に数字を出すわけにはいきませんので、新たに必要な財源がどれぐらいになるのかとか、議会でも調査・研究を行って、当局と話し合いながら、御答弁は慎重にということをございましたけれども、私は積極的に検討していきたいと思っておりますので、そういった考えをお伝えして、今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで橋本武夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、12月16日午前9時30分に再開します。お疲れさまでした。

(午後2時29分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和 8 年 3 月 4 日

議 長 里 雄 淳 意

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博

